

宇城市地域防災計画

令和 7 年度版
(令和 7 年 6 月改訂版)

宇城市防災会議

宇城市地域防災計画

本 編

目次

第1章 総則

第1節	計画の策定方針	6
第2節	防災機関の業務大綱及び住民・事業所のとるべき措置	8
第3節	市の概況	14
第4節	災害危険性	17
第5節	防災ビジョン	20

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強い組織・ひとづくり	22
第2節	災害に強いまちづくり	30
第3節	応急活動体制の整備	40

第3章 風水害等応急対策計画

第1節	応急活動体制	53
第2節	情報の収集・伝達	68
第3節	災害広報	76
第4節	応援要請・受け入れ	78
第5節	災害救助法の適用	83
第6節	救助・救急・消防活動	86
第7節	水害等の警戒・拡大防止	91
第8節	医療・救護活動	94
第9節	交通対策・緊急輸送	98

第10節	避難対策	102
第11節	要配慮者への対応	115
第12節	生活救援活動	119
第13節	住宅対策	125
第14節	し尿・清掃・がれき対策	128
第15節	行方不明者の捜索及び遺体の措置・埋葬	132
第16節	公共施設等の応急対策	135
第17節	文教対策	141
第18節	災害警備活動	145
第19節	海上災害対策	146
第20節	大規模事故対策	147

第4章 震災応急対策計画

第1節	応急活動体制	150
第2節	情報の収集・伝達	155
第3節	災害広報	159
第4節	応援要請・受け入れ	161
第5節	災害救助法の適用	162
第6節	救助・救急・消防活動	163
第7節	二次災害の防止対策	165
第8節	医療・救護活動	166
第9節	交通対策・緊急輸送	167
第10節	避難対策	168
第11節	要配慮者への対応	170
第12節	生活救援活動	171
第13節	住宅対策	173
第14節	し尿・清掃・がれき対策	176
第15節	行方不明者の捜索及び遺体の措置・埋葬	177
第16節	公共施設等の応急対策	178
第17節	文教対策	179
第18節	災害警備活動	180

第5章 災害復旧復興計画

第1節 住民生活の安定のための緊急措置	182
第2節 災害復旧事業	187
第3節 災害復興計画	190

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の策定方針

第 2 節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所の
とるべき措置

第 3 節 市の概況

第 4 節 災害危険性

第 5 節 防災ビジョン

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

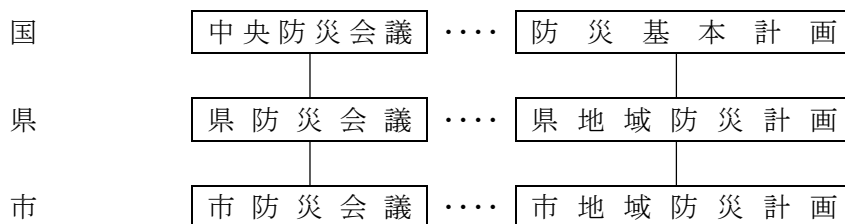
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宇城市防災会議条例第2条の規定に基づき、宇城市防災会議が作成する計画であり、市、県、防災関係機関、公共的団体及び住民がその有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民の福祉の確保に期することを目的とする。

第2 計画の基本方針

本計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民それぞれの処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画であり、次の内容を基本方針とする。

- 風水害、地震災害等による被害を最小限とするため、市の災害特性をふまえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 各対策項目に関し、責任担当部、必要な措置を明示する。
- 「自らの身の安全は、自らが守る」との観点から、住民・事業所の役割も明示した計画とする。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び熊本県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性にあわせた独自の計画である。



第3 災害の範囲

この計画は、次の災害を対象範囲とする。

- 風水害
- 地震災害
- その他大規模な災害、事故

第4 計画の構成

この計画は、次の構成とする。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 風水害等応急対策計画
- 第4章 震災応急対策計画
- 第5章 災害復旧復興計画

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを宇城市防災会議において修正する。

第2節 防災機関の業務大綱及び住民・事業所のとるべき措置

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇 城 市	1 宇城市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急対策 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他の所管事務についての防災対策 8 市内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊 本 県 (宇城地域振興局)	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急対策 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所管事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
宇 城 警 察 署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 被災者の救出及び避難誘導 3 行方不明者の調査 4 死体の検視（見分） 5 交通規制 6 公共の安全と秩序の維持

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第8師団)	天災地変、その他の災害に際しての人命又は財産の保護（住民の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

第4 指定地方行政等機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料（米穀及び乾パンを除く）の調達、供給対策
福岡管区気象台 (熊本地方気象台)	1 気象、地象及び水象について 予警報の発表及び通報 2 災害発生時における気象等観測資料の提供
熊本海上保安部	災害時における人命、財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
九州地方整備局 (熊本河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄河川の水防 3 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
日本郵政グループ 九州支社	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策 3 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本赤十字社 (熊本県支部)	1 災害時における医療、助産及び遺体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配分 4 災害救援物資の配布
日本放送協会 及び放送報道関係	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
自動車輸送機関 (日本通運株式会社他)	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
九州電力株式会社 (宇城営業所)	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
九州電力送配電株式会社 (宇城配電事業所)	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
プロパンガス協会 市LPガス協会	1 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全 2 災害時における高圧ガス、石油等の供給 3 被災施設の応急処理と復旧対策
西日本高速道路株式会社 九州支社	有料道路及び施設の防災対策
医師会	1 医療救護及び助産活動 2 遺体の検案
歯科医師会	1 歯科医療活動 2 遺体の検案の協力
薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 2 医薬品の調達、供給
看護協会	災害時における医療、助産等の救護
宇城市 社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受け入れ 2 要介助者の安否確認及び生活支援活動の協力 3 生活福祉資金貸付の申込み受付
宇城市 建設業組合	1 道路・河川等公共土木施設の応急措置の協力 2 倒壊住宅等の撤去の協力 3 応急仮設住宅の建設の協力 4 その他災害時における復旧活動の協力 5 加盟各事業者との連絡調整
土地改良区	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

第6 宇城広域連合

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇城広域連合 消防本部	消防に関する所掌事務についての防災対策
宇城クリーンセンター	清掃に関する所掌事務についての防災対策
龍燈苑 寂静の里	火葬に関する所掌事務についての防災対策
環境再生センター	し尿に関する所掌事務についての防災対策

第7 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
区	1 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動 2 出火防止及び初期消火 3 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 4 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力 5 その他応急対策全般についての協力
宇 城 市 消 防 団	1 水害、火災等の予防、警戒、防御 2 災害に関する情報収集、伝達 3 被災者の救出救護及び避難誘導 4 危険地域での避難誘導 5 その他消防活動
危 険 物 施 設 等 管 理 者	1 安全管理の徹底及び防災施設の整備
病 院 等 経 営 者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護
熊 本 宇 城 農 業 協 同 組 合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資及びあっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
緑 川 森 林 組 合	1 林野火災対策の実施 2 災害対策用材と復旧対策用材の供給
漁 業 協 同 組 合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 水産物の災害応急対策の指導 3 被災漁業者に対する融資及びあっせん
商 工 会	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 災害時における物価安定の協力 3 救助物資、復旧資材の確保の協力、あっせん
防 犯 協 会 交 通 安 全 協 会	1 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 2 災害時の交通規制、防犯対策の協力 3 その他災害応急対策の業務の協力
金 融 機 関	1 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

第8 住民

災害対策基本法には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めなければならない（災害対策基本法第7条第3項）。」と定められている。

住民は、「自分たちの地域は自分で守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

区 分	とるべき措置
住 民	1 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 2 地域における相互協力 3 災害弱者の安全確認、避難誘導 4 平常時における食品、飲料水、生活物資の備蓄 5 その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第9 事業所

区 分	とるべき措置
事 業 所	1 事業活動における各種防災対策の実施 2 災害時における従業員、来訪者の安全確保 3 保有能力を活用した地域住民の安全確保への協力 4 その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積

本市は、熊本県のほぼ中央に位置し、県都熊本市と県南の工業都市八代市のほぼ中間にあり、西は上天草市、東は美里町に接する東西約31.2km、南北約13.7km、面積188.6km²の市である。

2 気象

宇城市全体では年間平均気温17度、平均降水量1,967mm（国の平均約1,700mm）と温暖多雨な気候である。

（1） 西部半島地域 年間の寒暖の差は小さく、平均年間降水量は1,631mm（不知火地区）から1,840mm（三角地区）である。降雪は年に2～3度程度、初霜は11月中旬に始まり、晩霜は4月上旬である。

（2） 中部都市地域 年平均気温16.9度、平均年間降水量1,893mmである。初霜は11月中旬に始まり、晩霜は4月上旬である。

（3） 東部中山間地域 寒暖の差が大きく、年平均気温16.2度、平均年間降水量は約2,000mmである。小盆地にあるため霜が発生しやすく、初霜は11月上旬に始まり、晩霜は4月上旬である。

3 地形、地質

（1） 西部半島地域 宇土半島の西南に位置し、標高477.6mの大岳山を中心とした標高200～300m程度の山々と、この山地に付随する丘陵地からなり、有明海、不知火海に面する。山地内には小河川が放射状に発達している。低地、平地の発達は少なく河口付近に干拓地とともにわずかに分布する。周辺の丘陵山地は、主に大岳の過去の火山活動に伴う火山岩（大岳溶岩類）からなり、その上に砂上の火砕流の堆積物（阿蘇火砕流堆積物）が分布する。低地部ではこれらの上を扇状地堆積物（礫質土）が薄く覆っている。さらに低地部の中央付近では、扇状地堆積物の上に軟弱な沖積層（シルト・砂）が地表面に分布する。

（2） 中部都市地域 不知火海に面し、周囲を丘陵地に囲まれた低地、干拓地が広がる。東部には標高200m程度の丘陵地が連なり、八代海に向け三角州・海岸平野・後背湿地などの低平地が開ける。これら丘陵地と低地の狭間では、宅地化の進行に伴い、急傾斜地での斜面災害等の危険性が懸念される。

主要河川は、北部の大野川と南部の砂川である。いずれも流下区間は短く、流域面積も小さく、大水系となる河川は見られないものの、大小多数のため池が分布し、地震・洪水時には堤防決壊等の危険性が考えられる。大野川の河口付近には大規模な干拓地が広がり、流域では地表付近に砂やシルトを主体とする河成堆積物が認められる。

これらの河川が流入する沿岸部は、干拓事業によりその地形は大きく変遷し、地盤支持力の弱い干拓地が地域の大部分を占め、住宅地や農地に利用されている。

地質は、大部分が干拓地、沖積層を占めるなか、主として御船層群に覆われている。河川流域及び海岸沿いの低地は、支持地盤として問題が多い干拓地と沖積層の礫・砂・泥からなっており、沖積平野を形成している。

また、御船層群は、八代海に注ぐ河川河口から北東に堆積し、さらにこの上に肥後変性岩（阿蘇山が噴出した火成岩）が覆っている。

（3） 東部中山間地域 九州山地の入り口であり、三方を標高40～350mの山稜地に囲まれた小盆地を形成する。地域の東部から九州山脈の支脈である水晶山（標高341m）が西

に突出し、中央台地に連なり地域を二分している。

北部地区には、緑川水系一級河川浜戸川が流れ、南部地区には砂川が小川町を経て不知火海へ、更に一級河川小熊野川が中央部で浜戸川と合流し、城南町、富合町を経て有明海に注いでいる。

4 高潮の潜在的危険性

不知火海は、南西方向に湾口を開き、北東方向に細長く延びた遠浅の地形から、高潮が発生しやすい条件を備えている。台風や低気圧が本市の西側を通過し、さらにその時間帯が満潮の時刻と重なれば、不知火海に面する地区は、高潮が発生する確率が高くなる。これらの条件以外にも、気圧や吹送風等の状況によっては高潮が発生する危険性がある。

5 活断層の分布及び活動度

本市東部に、北東－南西方向に伸びる活断層が集中する布田川・日奈久断層帯があり、地形的に明瞭である。布田川・日奈久断層帯を震源とする被害地震についてみると、断層帯の北東端である阿蘇山の南外輪山付近で1894年と1895年にいずれもマグニチュード6.3の地震が、さらに南西側の八代～水俣付近では、1619年にマグニチュード6.0の地震が発生している。2000年6月8日に発生したマグニチュード4.9の地震も、この布田川・日奈久断層で発生したものである。

熊本市北西部の金峰山北部にも活断層が集中しているが、活動度は低い。本市の近傍では、大岳の北斜面に上網田活断層があるが、活動度は低く、これまでに地震を起こした記録はない。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年の国勢調査による人口は57,032人で、平成27年の59,758人と比較し2,726人減少している。

2 土地利用の変遷

(1) 西部半島地域 昭和40年以降、新たに集落やニュータウンが形成された箇所はない。道路は、昭和47年、海岸沿いに国道266号が開通し、現在は山間部に農道が建設されつつある。山地斜面は、古くから果樹園として利用されている。沿岸部は、非常に古くから干拓事業が行われている。干拓地は、主に水田として利用されてきたが、近年、ビニールハウスを建設し、果樹園とするところが増えてきている。また、一部の干拓地では、世帯数の増加に伴い、住宅が建設されている。

(2) 中部都市地域 土地分類図(国土庁)による土地利用状況は、農用地の20km²(53%)、山林7km²(18%)、宅地2km²(5%)、その他9km²(24%)と農用地が半分を占めている。土地地区画整理・土地改良事業・民間の宅地開発・海岸の埋め立て等に伴い、旧地形図と比較すると大きく変貌を遂げている。

近年では、埋立地の拡大や海岸付近への住宅地の拡大等、家屋の老朽化を含めた地震への影響が懸念され、特に、高潮、津波、浸水等の水害面での問題を抱えている。

また、土地の利用の高度化に伴い、宅地開発等が山麓部まで及び土砂災害危険箇所への人家の立地等により、豪雨時における土石流やがけ崩れ等の災害危険性が懸念される。

(3) 東部中山間地域 この地域は、農業を基幹産業とする都市近郊農村地域である。昭和44年から始められた圃場整備事業も昭和58年にほぼ完了した。四季を通じ、稲作のほかメロン、ブドウ、梨、みかん、桃、柿など様々な農作物が栽培されているが、近年では、

交通網の発達等により第2次・第3次産業の就業者人口が増え、農業後継者の減少、農業従事者の高齢化などが課題となっている。

地域の中央を東西に横断する国道218号、南北を縦断する県道小川嘉島線の整備等により各主要都市・拠点都市への所要時間が短縮されたことにより、企業の進出や熊本市のベッドタウンとしての住宅の建設が増加している。

第4節 災害危険性

第1 災害履歴

1 風水害

本市付近は、台風や低気圧が頻繁に通過しており、豪雨・強風の被害の記録が多く残されている。台風に伴って高潮が発生することが多く、不知火海沿岸部の低地では浸水被害が頻発している。

2 平成11年台風18号による高潮災害

(1) 台風18号の概要

平成11年9月24日午前4時頃、天草の牛深市付近に上陸した台風18号は、牛深測候所で観測史上最大の瞬間風速66.2m/sを記録した。牛深市付近に上陸した後、台風は天草下島を縦断し島原湾に抜け、島原半島の南東端を通過後、荒尾市、大牟田市付近に再上陸した。台風が本市に最接近したのは午前5時頃であり、そのときの中心気圧は945hpa、中心での風速は40m/s、台風が進む速さは40km/hで、本市の西方30km付近を通過した。

この台風によって八代海の湾奥部一帯で高潮が発生し、本市の沿岸部が広範囲に渡って浸水して、不知火町では、12名もの犠牲者が出た。熊本県内では1959年9月の台風14号で天草地方を中心に発生した高潮災害以来、また全国的には同じく1959年9月の伊勢湾台風以来の高潮による犠牲者の発生であった。

(2) 高潮のメカニズム

台風18号では、次のような要因が重なって高潮が発生した。特に松合地区では過去最高の潮位を2.2mも越える、T.P+4.5mの最高潮位を記録した。

■高潮の要因

- 風による吹き寄せと波浪の発達
- 気圧低下による海面の吸い上げ
- 不知火海の地形的条件
- 大潮の満潮に近い時間帯との重なり

注) TP (Tokyo Peil) とは、東京湾平均海面のこと。

3 地震災害

2016年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生した（前震：最大震度7、宇城市震度6弱）。

その約28時間後の4月16日1時25分、再び熊本地方をマグニチュード7.3の地震が発生した（本震：最大震度7、宇城市震度6強）。

同一地域での震度7の激しい揺れが2回連続で発生しており、気象庁での観測史上初の誘発型の直下型地震であった。

宇城市での被害（R2.12.16現在）は、死者13名（うち災害関連死13名）、重傷48名、軽傷95名で、建物被害でも全壊539、大規模半壊362、半壊2,034、一部損壊5,675であった。

なお、この地震での津波による被害は発生していない。

第2 災害危険性

本市に発生する災害は、気象情報等によりある程度予知できる、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは本市を通る交通網での事故等の予知できない災害とに大別できる。

本市の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び熊本県地域防災計画、活断層調査等を考慮し、次の災害を想定する。

1. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として発生する災害が多く、本市における過去の災害事例をみても例外ではない。風水害は、台風による暴風、高潮と集中豪雨による浸水や土石流や急傾斜地における土砂流出、斜面崩壊等が想定される。

1) 浸水・溢水等

熊本県で指定している重要水防区域及び河川の危険と予想される区域により、被害が予想される河川及びため池等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内後背地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

河川氾濫等の水害の影響が想定される主な地域は以下の状況である。

ア. 氾濫平野

河川が流路を変え氾濫を繰り返して形成された河成堆積地域であり、水害の危険性が高く、標高の低い地域では浸水が想定される。

イ. 旧河道地域

洪水流は旧河道を流れやすい。また、接合部は河道の掘削による堤防の決壊が想定される。

ウ. 河川屈曲、蛇行、合流部

これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業を実施している。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取り組みだけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要がある。このため、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。

エ. 丘陵地

- ・台地、段丘面の多くは水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。
- ・丘陵地縁辺の急崖地における熔結部と非熔結部の境界部では斜面崩壊が想定される。

オ. ため池等水面の下流域

ため池は、水利権の問題があり事前放流や管理点検において、受益者との調整を要する。

2) 高潮災害

市内の八代海沿岸一帯における沿岸部での高潮を想定する。特に、災害履歴からも八代海に面する河口及び地盤の低い地域での台風の接近に伴う気圧の低下並びに満潮時の海面上昇、暴風による吹き上げ等が重なる場合においては危険性が増大する。

2. 土砂災害

1) 土石流災害

熊本県が指定している土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区での土砂流出を想定する。

2) 急傾斜地災害

熊本県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区での山腹・斜面崩壊等を想定する。

3) 地すべり災害

熊本県が指定している地すべり危険箇所・防止区域での地すべりを想定する。

4) 道路災害

市が実施した道路防災点検結果による落石、崩壊等の災害を想定する。

3 火災及び危険物災害

木造住宅の密集地、狭小道路（消防自動車進入困難地域）、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

4 地震災害

地震動に対する危険性は、沿岸部に分布する干拓地や、市東部に広がる後背低地において高いといえる。これらの地盤は非常に軟弱であり、地震波を増幅させ、大きな揺れを生み出す。人工地盤である盛土地も軟弱地盤であり、宅地や道路の整備に伴って盛土地が増加することで、地震動に対する潜在的な危険性は大きくなっていると考えられる。

液状化は、主に干拓地で危険性が高いといえる。干拓地はもともと遠浅の海の底であり、地盤を構成する粒子が細かく、液状化が起こりやすい。

地震災害は、広域にわたるものであり、市単独で地震規模等を想定することは困難であることから、ここでは熊本県地域防災計画の地震被害想定を準拠することとする。

第5節 防災ビジョン

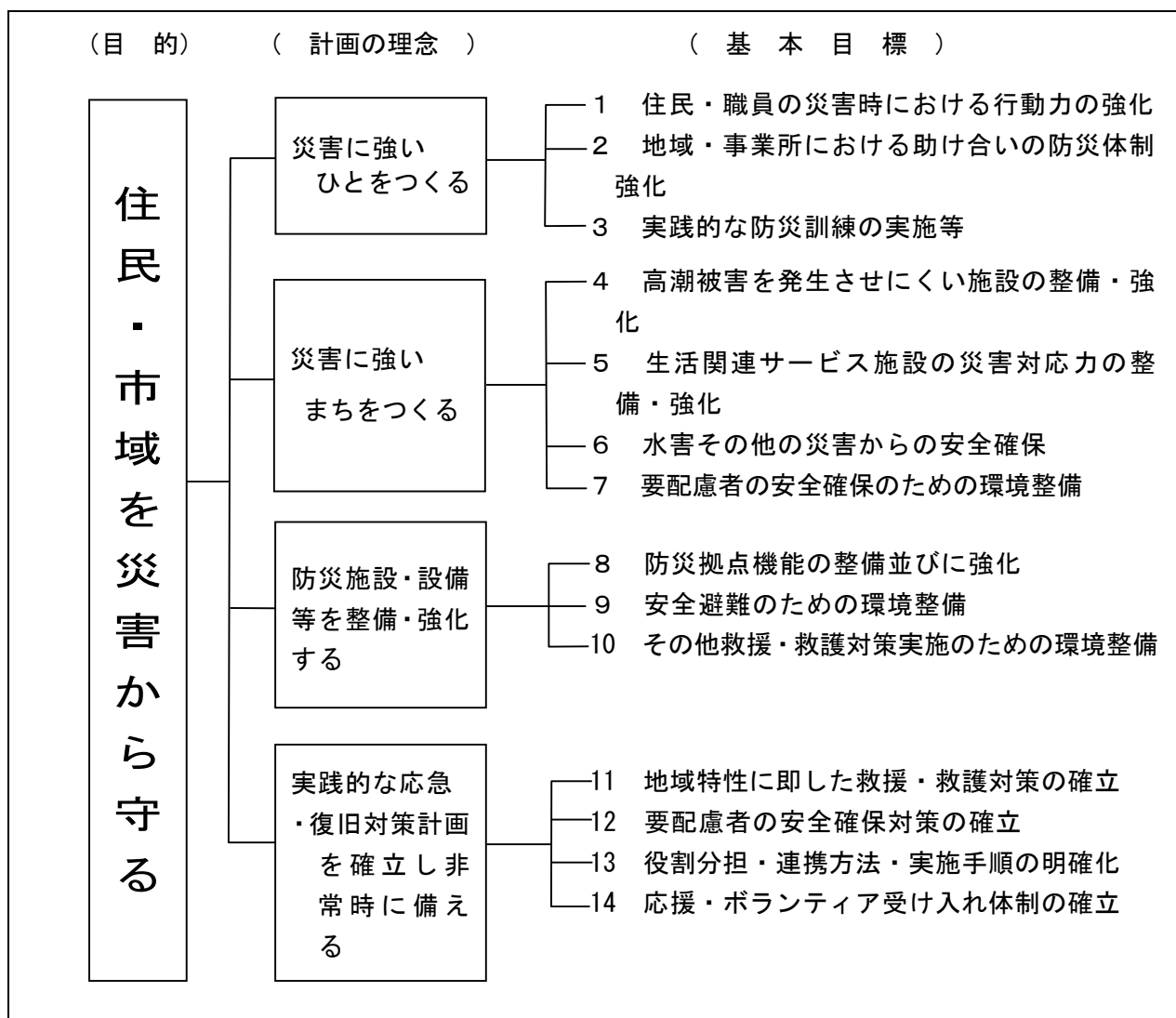
第1 計画の理念

市の地域特性を踏まえ、本計画の理念を次のとおりとする。

- 災害に強いひとをつくる。
- 災害に強いまちをつくる。
- 防災施設・設備等を整備・強化する。
- 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える。

第2 基本目標

住民を災害の危険から守るため、本計画の基本目標を次のとおりとする。



第 2 章 災害予防計画

- 第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第 2 節 災害に強いまちづくり
- 第 3 節 応急活動体制の整備

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	市民対策部、福祉対策部 消防本部、消防団、 関係機関
第2 地域防災力の強化	市民対策部
第3 自主防災組織の育成計画	市民対策部
第4 防災訓練	市民対策部、関係各部
第5 防災知識の普及	市民対策部
第6 調査・連携	市民対策部

第1 防災組織の整備

1 市

(1) 宇城市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、宇城市防災会議を設置し、市域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画を作成し、防災対策を推進する。

■防災会議の役割

- 宇城市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 市の地域に係る災害が発生したとき、当該災害に関する情報を収集すること
- その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

■防災会議の構成

- 会長：市長
- 委員：指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
熊本県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
市長がその部内の職員のうちから指定する者
教育長
消防機関の長及び消防団長・消防副団長・女性分団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから市長が任命する者
その他特に市長が必要と認める者

※資料編参照 【宇城市防災会議条例】

(2) 宇城市災害対策本部

組織の概要は、第3章第1節応急活動体制に記述する。

2 消防団

消防団は、三角、不知火、松橋、小川及び豊野の5方面隊21分団（女性分団含む）で組織されている。消防団は、平成11年台風18号の高潮災害において、消防団OB住民とともに救助・捜索活動で中心的な活躍をしている。また、平成28年熊本地震では、延べ17日間9,407名が出動し、住民の安否確認、避難誘導、避難所支援、警戒活動等多岐にわたる活動をおこない地域の防災リーダーとして活躍した。ただし、現在、消防団員はサラリーマン団員の増加により昼間の活動力低下が懸念されている。そこで、日ごろ地元で活動されている消防団OB等に機能別団員として消防団に参加してもらうことにより、活動力の維持を図る。今後とも、消防本部等と連携し、適切な消火・救助活動を実施するために必要な組織・資機材等の整備・改善に努める。

3 消防本部

消防本部は、市、住民、事業所、公共的団体、防災上重要な施設の管理者と連携し、各種災害に対する事前対策及び応急活動を実施するため必要な組織の整備、改善を図るように努める。特に、災害時は消防団との連携は重要である為、訓練等でより強固な連携を図る。

4 関係機関

関係機関（第1章第2節を参照）は、非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。

なお、改善にあたっては、必要に応じて連絡会を設け、防災計画の防災対策の円滑化を図る。

5 事業所

市は、地域の安全と密接な関係のある事業所について、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害を拡大することのないよう事業所の防災体制の強化を図る。

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加し平時から地域住民とコミュニケーションを図る。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練を行うものとする。また、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、市との協定の締結により防災施策の推進に努める。

注）BCP：Business Continuity Planの略。

第2 地域防災力の強化

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

1 自助

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分の住む地域は自分で守る」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には早めの避難等、命を守る行動をとるものとする。

■平常時の取組

- 防災訓練等への参加
- 避難場所や災害危険箇所の確認
- 家族等の連絡方法や集合方法
- 災害情報の取得方法
- 住宅の耐震補強や家具等の転落防止策
- 市情報メールや県防災メールサービスの登録
- 最低3日分（推奨1週間分）の食料・飲料水・生活必需品の備蓄
- 非常持ち出し品（非常食、健康保険証、お薬手帳、着替え等）の準備

2 共助

■平常時の活動

- 防災に関する知識の普及
- 地域一体となった防災訓練等の実施
- 情報の収集伝達体制の整備
- 避難場所や災害危険箇所の確認、情報共有
- 防災用資機材の管理、使用方法の確認

■災害時の活動

- 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
- 出火防止・初期消火の実施
- 地域内の避難指示等の災害情報の伝達
- 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- 災害時要支援者に対する避難誘導
- 避難所の運営
- 避難所における給食・給水及び物資配布等の実施
- 避難所へ行けない在宅避難者への物資配布等の支援
- 車中泊避難者への給食・給水及び物資配布等の支援

第3 自主防災組織育成計画

1 方針

住民及び市は、大規模災害時において地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることを認識し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備及び育成を推進する。

2 住民の役割

住民が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加するとともに、地域で助け合うことを目的とした自主防災組織が結成されるよう組織づくりに努める。

3 市の役割

市は、広報紙やパンフレットの作成等を通じ、住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を広く周知し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織における防災資機材等の整備や地区防災計画の作成を支援する。また、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業から提案を受け、必要があると認められるときは地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市内全域において既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、自主防災組織の組織づくりをするものとする。

その際、女性の参画拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした協議会を設立し、防災に関する情報の提供や研修会等を実施し自主防災リーダーを養成する。

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し助言、技術指導を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得を支援する。

■ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 危険箇所の点検・情報共有（地区防災ハザードマップの作成）
- 避難行動要支援者に係る情報の収集及び共有
- 管轄消防団等の他組織との連携促進
- マイタイムライン（防災行動計画）の普及
- 地区防災計画の作成

[発災時]

- 地域内の被害状況等の情報収集・伝達
- 初期消火の実施
- 地域内における避難指示等の情報伝達
- 地域住民の安否確認及び避難誘導
- 救出・救護活動への協力
- 避難場所及び避難所の運営等
- 給食、給水及び物資配布等の実施

※ 資料編参照 【自主防災組織結成一覧】

※ 資料編参照 【地区防災計画作成一覧】

第4 防災訓練

1 防災訓練

(1) 避難誘導訓練

災害時における避難指示等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察署、消防本部及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力をえて実施する。

(2) 避難所設置・運営訓練

災害時において、避難者が良好な避難所生活を確保できるよう、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織や避難者の地域コミュニティが避難所の運営を自ら行えるよう避難所設置・運営訓練を実施する。

(3) 施設における防災訓練

災害時に幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者、高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、保育園、幼稚園、小学校、中学校、医院及び社会福祉施設等は、避難訓練を中心とする防災訓練を定期的の実施する。

(4) 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の初動体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(5) 通信伝達訓練

大規模な災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信伝達訓練を実施する。

(6) 初期消火訓練

災害時の被害拡大防止のため、住民や事業所を対象として初期消火訓練を実施する。

(7) 関係機関・事業所等の訓練

関係機関・事業所等訓練を必要とする各団体は、それぞれが定めた防災計画に基づいて各種訓練を行う。

2 防災訓練の実施

(1) 行政主体の防災訓練

行政機関や消防団・住民など防災関係機関と連携して、毎年5月に風水害や地震、津波などを想定した総合防災訓練、秋季に地震や津波などを想定した図上訓練などを定期的の実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 住民主体の防災訓練

自主防災組織など地域住民主体の地域防災訓練に参加または講師派遣などの援助を行い、住民の防災意識の向上を図る。

第5 防災知識の普及

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の未然防止、被害の拡大防止、被災者の救護等を円滑に実施しなくてはならない。このため、市職員は、防災に関し知識を深めるとともに、責務を理解し、訓練及び研修等に積極的に参加する。

1 市職員に対する防災教育

(1) 研修の実施

市職員に対する防災知識、役割の分担等に関する次の研修の実施に努める。

市の防災対策	○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担・心得 ○ 防災行政無線の取扱方法 ○ 災害情報収集・伝達の手順、報告様式の活用
防災知識の普及	○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域における危険性 ○ 避難対策に関する知識

(2) マニュアルの作成

関係各課は、突発的災害に対する参集・配備体制の徹底と応急対策活動を円滑な実施のため、各種応急対策マニュアルの作成に努める。

2 住民に対する防災知識の普及

市は、消防本部と連携し、防災に関する広報の充実を図り、住民等に対し災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ハザードマップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、正しい知識の普及に努める。なお、災害知識の普及にあたり、高齢者、乳幼児、障害者等災害弱者への広報に十分配慮するとともに、街頭や避難所周辺への標識設置によるリアルハザードマップなどのわかりやすい広報資料を作成するなどして広報の充実に努める。

また、地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民等に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

■防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた食料、救急用品、非常持ち出し品等の備蓄・準備
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 室内外における災害発生時の心得
- 災害危険箇所
- 防災訓練、自主防災活動の実施

3 児童・生徒に対する防災知識の普及

市は、教育委員会と連携し、学校における防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、各学校において、外部の専門家や保護者や地域の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童・生徒及び教職員の生命・身体を守るために行うものである。内容や指導方法については、学校の種別や児童・生徒の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

市は学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

■防災知識の普及事項

- 災害時の身体の安全確保の方法
- 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- 自分の住んでいる地域の災害リスクの現状把握

第6 調査・連携

防災対策を有効なものとするために、災害の事例等を科学的に調査・研究する。また、広域的な連携に基づき市の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 専門的調査研究、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

3 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1治水対策	土木対策部、経済対策部
第2水防対策	市民対策部、土木対策部、経済対策部、消防本部、消防団
第3土砂災害対策	土木対策部、経済対策部
第4高潮対策	土木対策部、経済対策部
第5市街地の整備	土木対策部
第6道路・橋りょうの整備	土木対策部、経済対策部
第7ライフライン施設の整備	土木対策部、関係機関
第8建物の耐震化	土木対策部
第9液状化対策	土木対策部、関係機関
第10火災予防対策	市民対策部、消防本部、消防団
第11林野火災対策	経済対策部、消防本部、消防団
第12海上災害対策	市民対策部、経済対策部、関係機関
第13南海トラフ対策	市民対策部、保健衛生対策部、消防本部、消防団

第1 治水対策

1 海岸、河川の整備

本市には海岸や河川の水防箇所等が分布する。

今後とも関係機関と連携、協力し、海岸や河川の改修（護岸・築堤・横断工作物など）を継続的に推進し、危険箇所の改善・解消を図り、堤防等の決壊や内水氾濫を防止する。

※資料編参照 【重要水防箇所等一覧（県指定）】

2 保水能力の保全

山林地などについて、植林や適切な維持管理により、保水能力の低下防止に努める。

第2 水防対策

1 水防体制の強化

水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

なお、消防本部の水防対策は、消防本部が別に定める地域消防計画によるものとする。

- 海岸、河川情報の的確かつ迅速な把握・分析が可能となるよう観測施設の整備・管理、情報連絡体制の整備を図る。
- 水防倉庫の保守点検を行うとともに、必要に応じて新たな施設の整備を検討する。
- 水防用資機材は毎年出水期前に点検し、在庫品が不足するときは、速やかに補充する。
- 水防訓練を通じての水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防技術の向上、水門等の操作の習熟に努める。

2 平常時の巡視

暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

3 要配慮者利用施設の対応

水防法15条の改正に基づき洪水浸水想定区域内※の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられている。施設所有者又は施設管理者は、熊本地方気象台及び市から伝達される各種気象関連情報を収集できる体制を整備するとともに、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づき避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

※資料編参照 【要配慮者利用施設該当施設一覧】

第3 土砂災害対策

1 土砂災害危険箇所

本市には多数の土砂災害危険箇所が分布する。

今後とも県と協力し、土砂災害による被害の軽減を図るため、危険箇所の対策工事の推進や警戒避難体制の確立に努める。

※資料編参照 【土石流危険渓流一覧】

※資料編参照 【急傾斜地崩壊危険箇所一覧】

※資料編参照 【地すべり危険箇所一覧】

※資料編参照 【山腹崩壊危険地区一覧】

※資料編参照 【山地災害危険地一覧】

2 安全性を重視した土地利用の確保

土砂災害危険性のある地域について、本市の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。

- 危険箇所の周知
- 安全な土地利用の検討
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条による災害危険区域の指定、住宅等の建築制限

3 災害防止に関する指導・監督

建築基準法、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。

- 造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督
- 造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり

4 災害危険区域の指定・整備

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、砂防法（明治30年法律第29号）、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害からの安全化対策の推進に努める。

- 危険箇所の指定・災害防止工事促進
- がけ地近接危険住宅の移転要請、所有者への安全対策の実施、是正勧告
- 災害時に備えた警戒避難体制の確立

※資料編参照 【急傾斜地崩壊危険区域一覧】

5 ソフト対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、危険区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

第4 高潮対策

1 高潮災害危険地域

本市は平成11年に12名もの犠牲者が出た台風18号の高潮被害を受けた。

市は、高潮災害危険地域を記したハザードマップを作成し住民へ啓発する。住民は、ハザードマップにより、高潮災害危険地域をあらかじめ把握することに努める。

なお、ハザードマップは、熊本県より令和3年11月に公表された「想定しうる最大規模の高潮による浸水区域図」を反映して、更新したマップを住民へ配布し、周知を図る。

2 潮位監視体制の整備

市は、台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の変因が重なってきた場合、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、安全を考慮した潮位監視体制の整備に努める。

3 研修、訓練

市、県、海上保安部、その他関係機関は、海上災害を想定し、防災責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実行等を目的とした防災教育、防災訓練を実施する。

第5 市街地の整備

本市には木造住宅が多く、密集地区も幾つか認められる。このような地区では、出火・延焼すると、消火活動が困難な場合が多く、地震が発生したときは、避難活動の支障となることも考えられる。

防災上の観点から、地区の居住環境、防災等の機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第6 道路・橋りょうの整備

道路・橋りょうは、人や物を輸送するだけでなく、火災の延焼防止や災害時の避難、緊急物資の輸送ルートなど多様な機能を有している。本市では、特に国道が市内の幹線として重要であり、被災により不通となったとき、市域が分断され、大きな障害が発生する。

このため、各道路管理者は、道路の整備、橋りょうの架け替え、補修を推進する。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

この他、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第7 ライフライン施設の整備

震災時にライフライン施設が被害を受けると生活機能が麻痺するおそれがあり、応急対策を実施するうえでも大きな支障となるため、耐震性の強化を図り、地震に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

震災時には、地盤の液状化等によって低地での埋設管の被害が発生しやすい。配水施設については耐震性の向上を推進し、浄水の確保に努める。また、被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るための資材の備蓄及び応援体制の強化に努める。

2 電気施設

電気施設は、過去の地震による教訓を生かして設備の被災予防強化について措置を講ずる。

3 電話施設

建物設備については、建築基準法による耐震設計を行っているが、今後とも耐震強化に努める。また、通信機能の確保のため、通信ケーブルの地中化や、回線系統の多重化に努める。

第8 建物の耐震化対策

大規模な地震が発生したとき、かなりの建物被害が生じると予測されることから、突発的な地震災害に備えて長期的な視点で、建物の耐震化等を推進する。

1 建築物の耐震対策

既存建物への対策として、耐震性を向上させるための耐震診断及び耐震改修を促進する。

(1) 公共建築物

本庁舎、支所など防災拠点となる施設、避難所に使用される学校施設、社会福祉施設等に対し、耐震診断・改修を推進する。

(2) 民間建築物

国、県の示す指針等に基づき、民間建築物所有者に対し、パンフレットの配布等を通じて建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。

2 落下物の防止対策

台風による強風や地震で屋外広告物や建築物外壁の落下による、被害が発生することを防止するため、設置者等に対し維持管理の面から落下防止の指導を行う。

第9 液状化対策

主に干拓地で液状化の危険性が高いと予測される。

公共土木施設について、液状化対策を実施し、地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

液状化対策については、未解決な問題も多く残されているが、国や大学等の研究機関で調査研究が実施され、そのメカニズム等の解明と対策が検討されている。これらの調査結果等を積極的に活用し、土木施設や建築物等に液状化対策工法を取り入れるように努める。

液状化対策工法には、次のものがある。

- 液状化現象の発生そのものを防止する工法
 - ⇒置換、混合処理、締固めによる地盤改良
 - ⇒盛土、水位低下等による地盤応力変形条件の変更等
- 液状化現象の発生を前提とした構造上の対策
 - ⇒構造物を十分な耐力を有する杭等で支える工法
 - ⇒軽量構造物の場合は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎を採用する工法等

また、住民に対し液状化現象やその危険地域の情報を提供し、住民への液状化対策の必要性の理解を深め、防災意識の高揚を図る。

第10 火災予防対策

火災予防対策については、次に掲げる事項のほか、消防本部が別に定める地域消防計画によるものとする。

1 予防対策の強化

火災の発生を未然に防止し、又は火災の拡大を防止するため、事業所等に対し、適切な指導を行う。

(1) 火災予防査察の強化

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間などを利用して、消防法第4条の規定により防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図る。

(2) 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、次の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- 防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成
- 消防計画に基づく防災訓練の実施
- 消防用設備等の点検
- 火気の使用等の監督
- 収容人員の管理
- その他防火管理上必要な業務

(3) 危険物貯蔵施設の防火対策

消防本部は、危険物取扱者等に対する防災対策を含めた育成・指導を行い、法令に定める保安講習等を実施し、事故防止の推進を図る。

2 地震時の火災の予防

地震発生時に最も被害を大きくするものは、延焼火災である。これを防ぐため、各種予防対策を実施する。

(1) 出火防止措置

地震による火災の発生を予防するため、次の対策を推進する。

一般家庭に対する指導	○ 行政区長、自主防災組織等を通じて家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及並びに取り扱い方法についての指導を図る。 ○ 「すばやい火の始末」などの出火防止知識の啓発・指導を行い、地震時の心得の普及や徹底を図る。
防火対象物の防火管理体制の確立	○ 防火管理者への指導・講習を行う。 ○ 防火対象物について地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行われるよう指導を強化する。
予防査察の指導強化	○ 消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を実施し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、地域の状況の把握に努めるとともに火災発生危険の排除に努める。

危険物施設の保安 監督要員の指導	○ 消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する教育を計画的に実施するよう指導する。 ○ 消防法第16条の5の規定による立入検査と災害予防上必要な指導、助言を実施する。 ○ 火災予防条例による少量危険物、指定可燃物の管理及び取り扱いについて所有者、管理者に対して必要な助言、指導を行う。
化学薬品等の出火 防止	○ 化学薬品を取り扱う学校、診療所、薬局等の立ち入り検査を定期的の実施し、保管の適正化の指導を行う。
建築同意制度の活 用	○ 建築物の新築、改築等の許可、確認の同意については、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行う。

(2) 初期消火の指導

延焼を防止するため、住民や自主防災組織等に対し、次のような初期消火の指導に努める。

- 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- 自主防災組織、地区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

(3) 文化財の防火対策

文化財に対する防火対策として、次の事項を実施する。

- 簡易消火用具及び消火器の設置の促進
- 文化財施設内への防火水槽の設置の検討
- 文化財管理者による防火設備の運用体制の整備

3 消防力の整備

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を実施する。

(2) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

(3) 消防水利の整備

計画的な防火水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用を検討など、消防水利の整備を推進する。

第11 林野火災対策

1 監視体制の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

- 気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令、住民・入山者への周知等、必要な措置を講ずる。
- 火入れにおける森林法（昭和26年法律249号）第21条に基づく市長の許可においては、消防機関との十分な調整並びに隣接市町への事前通知を行う。
- 気象条件によっては、入山者に火を使用しないよう指導する。

2 予防施設の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強、ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

3 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のために、消火作業用機器等の整備、消火薬剤等の備蓄を推進する。

4 防火思想の普及

火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

- 広報紙等による周知
- 登山口、林道、樹木等へのポスター、標識板等の設置

第12 海上災害対策

1 協力体制の確立

市、県、海上保安部、その他関係機関は、海上災害に備え、緊急時の連絡体制など、緊密な協力体制の確立に努める。

2 資機材の整備

関係機関は、防災資機材等の備蓄整備に努める。

市は、市域で排出油から保全すべき施設、設備、海岸等を検討し、必要に応じてオイルフェンス、処理剤、吸着剤等の整備充実を図る。

3 指導啓発

市、海上保安部、その他関係機関は、船舶等関係者並びに一般住民に対し安全運行、危険物取扱いに関する心得等について注意を促すとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、予防知識の普及徹底を図る。

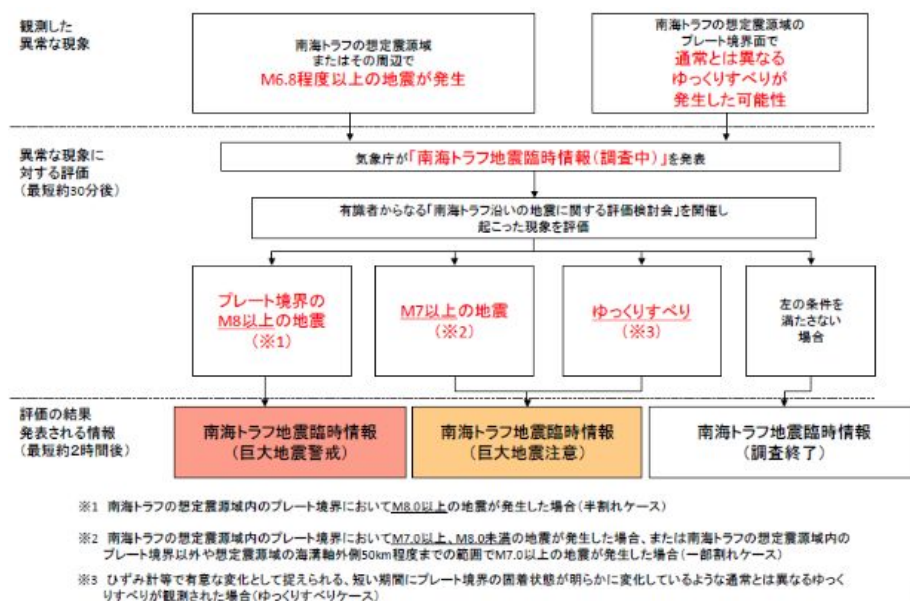
第13 南海トラフ対策

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、熊本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。南海トラフで発生する大規模地震には1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。

1. 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



2. 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1)市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2)住民等に対する教育・広報

市は、熊本県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

3. 相談窓口の設置

市は、県から依頼があった際には、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第3節 応急活動体制の整備

項 目	担 当
第1 防災拠点施設の整備	市民対策部、関係各部
第2 情報収集・伝達体制の整備	市民対策部、市長政策対策部
第3 応援体制の整備	市民対策部、総務対策部、関係各部
第4 救急・救助体制の整備	市民対策部、保健衛生対策部
第5 応急医療体制の整備	保健衛生対策部
第6 災害ボランティア計画の整備	福祉対策部、社会福祉協議会
第7 緊急輸送体制の整備	市民対策部、福祉対策部、土木対策部、社会福祉協議会
第8 避難体制の整備	市民対策部、福祉対策部、教育対策部
第9 要配慮者支援体制の整備	福祉対策部、土木対策部
第10 給水体制の整備	土木対策部
第11 備蓄・調達体制の整備	市民対策部、市長政策対策部、関係各部
第12 衛生・清掃体制の整備	保健衛生対策部
第13 業務継続計画（BCP）の整備	市民対策部、関係各部
第14 受援計画の整備	市民対策部、市長政策対策部

第1 防災拠点施設の整備

1 防災拠点施設整備計画

市庁舎等（出先機関含む）、消防本部・署は災害応急対策及び災害復旧対策などの重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持できるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、高潮により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設及び防災施設（消防署等）について、高潮の危険を回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努める。

2 防災活動拠点施設整備計画

市は、大規模災害時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、防災活動拠点を整備する。

（1）広域防災活動拠点

整備にあたっては、非構造部材を含めた耐震性の強化を図るとともに、多重性（リダンダンシ

一) 確保の観点から、複数の拠点の確保に努める。

名称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	宇城市全域	宇城市役所北側駐車場 道の駅「うき」駐車場 熊本県博物館ネットワークセンター 多目的広場

(2) 中核的地域防災拠点

地域防災拠点については平成29年度より5地区（三角・不知火・松橋・小川・豊野）それぞれにおいて、市全体の避難・応急対策活動を支える拠点の整備を行い、令和2年度より運用開始した。災害時には、主に、中長期に至るまでの避難対応や、地域内を対象とした物資の備蓄・集配基地、消防団・地域防災組織の参集基地等としての役割を、平時は防災を学びながらコミュニティを形成する場等としての役割も担う。また、5拠点それぞれの特色を活かした拠点相互の連携・役割分担を考慮して整備している。各拠点の特色は下記のとおり。

三角防災拠点センター	三角港への近接性を活かした支援物資の集積基地
不知火防災拠点センター	周辺の公共施設の集積性を活かした長期避難収容
松橋西防災拠点センター	人口密集地（DID地区）の徒歩による長期避難収容
小川防災拠点センター	宇城氷川SICや国道3号への近接性を活かした支援物資の集積基地
豊野防災拠点センター	周辺の公共施設の集積性を活かした長期避難収容

松橋東防災拠点センターは、周辺の福祉（希望の里・りんどう荘など）・医療施設（熊本南病院・熊本県こども総合療育センター）の集積性を活かした要配慮者避難収容基地として整備している。

3 警察・消防等の機能継続計画

警察及び消防の拠点施設が災害等で使用できなくなった場合、市は、特に人命救助を要する期間においては、市の施設への機能移転を含め、警察及び消防の機能が継続できるように努めるものとする。

※資料編参照 【災害協定一覧】

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害時の停電や電話が一時的に途絶したとき、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう通信機器の整備に努める。住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線

（同報系屋外子局、戸別受信機）を整備し、今後、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備を検討する。

（2）情報通信設備の耐震化

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の固定等の耐震化を推進する。

（3）新しい情報通信設備の検討

情報通信技術の高度化にしたがって、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信手段の導入を検討する。

また、スマートフォンやタブレットの普及に伴い、積極的にその活用に取り組むとともに、災害時に迅速に被害情報を共有できるシステム等の導入を検討する。

2 情報通信体制の整備

災害時に円滑な情報連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

（1）通信運用の検討

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など通信の円滑な運用方法を検討する。情報伝達の基準の設定、発生災害別の通信項目について検討する。

（2）通信体制の強化

災害時に市の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になったときに対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

非常通信訓練の実施	災害時等における非常通信の適正な運用と関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、市職員の中で無線従事者を確保する。

第3 応援体制の整備

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度及び熊本県消防相互応援協定による応援職員受け入れの体制整備を推進するとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の整備を推進する。また、同時被災を避ける観点から、遠方の市町村との協力体制の整備も検討する。

また、応援職員の派遣又は受け入れにあたっては、感染症対策のため、応援職員等の執務スパー

スの適切な空間の確保に配慮するものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 民間との協定締結の促進

災害時には関係機関のみならず、市内団体や民間業者からの応援が必要となる事態も予想される。このため、あらかじめ関係団体・事業所等と業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時からのコミュニケーションの強化や訓練の実施に努める。

第4 救急・救助体制の整備

災害時に同時多数の傷病者に対処できるよう、消防本部と連携し、県、日赤県支部、医師会、住民、その他関係機関等に協力を求め、救急・救助の体制づくりを行う。

1 住民の自主救護能力の向上

住民への教育指導を推進し、災害時の救急措置等の自主救護能力の向上に努める。

2 要配慮者に対する救助・救急体制の整備

要配慮者の安全確保を検討し、避難計画の検討及び必要な施設の整備をするとともに、地区、事業所等防災組織の協力により、地域ぐるみの救助・救急体制の充実に努める。

3 通信体制の整備

救急指定病院及び周辺の病院等との相互情報通信機能を確保し、医療情報を常時把握できるように通信体制の整備に努める。

4 消防団の活動能力の向上

消防団への教育指導を推進し、災害時の救急処置等の救助・救護活動能力の向上に努める。

第5 応急医療体制の整備

1 医療体制の整備

傷病者の災害現場からの救助及び医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、県、日赤県支部、医師会、その他関係機関に協力を求め、必要な体制整備を図る。

(1) 緊急連絡体制の確立

災害時に備えて、県、日赤県支部、医師会等と協議し、迅速な応急医療体制のために必要な緊急連絡体制の確立を検討する。

(2) 後方医療体制の整備

災害等による傷病者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の医療機関のネットワーク化を図る。

(3) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策として、精神科医療活動の実施体制の整備を図る。

2 医薬品・医療資器材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資器材を確保するため、県、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第6 災害ボランティア計画の整備

1 ボランティアの定義

災害時におけるボランティアは、専門的知識・技術や特定の資格を有する専門ボランティアと、それ以外の一般ボランティアとに区分できる。

2 一般ボランティア受け入れ体制の整備

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会と連携して一般ボランティアの担当窓口を設置し、災害発生時には、その活動が円滑に行われるようその機能を整備する。

3 関係者相互の連携の強化

市、社会福祉協議会、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、婦人会、ボランティア等、災害時に連携をとる必要がある関係者が、平時から災害時の相互協力の在り方について合意形成に努め、協力体制の整備を図る。

さらに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 災害ボランティアの養成・登録及び普及・啓発

社会福祉協議会は、災害時にボランティアとして活動できる個人や関係団体を事前に登録するとともに、当事者了解のもと県社協に登録情報を提供する。

また、一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じてボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを養成するよう努める。

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

5 ボランティアに関するマニュアルの整備

災害発生直後の混乱した時期における初動対応や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、警察署と連携して災害時の緊急輸送道路の確保について検討する。住民には広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の緊急措置方法等の啓発を図る。

2 物資集配拠点の整備

災害時における救援物資の受け入れ、一時保管及び市内各地区への供給を行うために物資集配拠点を確保し、該当施設については、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

3 臨時ヘリポート予定地の指定

災害時の自衛隊、県のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポート予定地を指定する。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力をえて、臨時ヘリポート予定地の整備に努める。

※資料編参照 【臨時ヘリポート一覧】

4 資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材等の調達体制の整備

建設業協会等と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(2) 車両等の調達体制の整備

市有車両等を把握するとともに、災害発生時の物資の輸送等をするために運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

第8 避難体制の整備

1 避難所の整備

(1) 広域拠点避難所

大規模な地震・津波の災害発生時又はその他の災害が発生されると予想されるときに、周辺地区からの避難者を収容し、生命、身体を保護するために市内6箇所に防災拠点センターを建設した。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定避難所は、その安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定す

る。また、指定避難所等は、避難時の二次被害を防ぐ為、非構造部材を含めた耐震化に努める。

※資料編参照 【避難所一覧】

(3) 避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、避難所を長期にわたって使用することも予想される。

このため、避難所施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せてその安全性の向上とともに、防災拠点（地域の防災本部）、生活の場としての機能を整備する。

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
- 避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備
- 洋式トイレやマンホールトイレ等の設備

(4) 福祉避難所の確保

要配慮者に対する避難所として、福祉避難所を確保する。

2 避難路の整備

市は、主要幹線道路（国道・県道・中央線のある2車線の市道）、各防災拠点施設及び各避難所へ通じる市道等を避難路とし、地域住民や観光客等の安全を確保するため、次のような整備に努める。

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 案内標識や避難誘導標識の設置を検討する。
- 幅員4.0m以上の車道を確保し、緊急時車両停車可能な半路肩（1.25～1.75m）を設けるよう努める。
- ハザードマップ等で市の示す浸水想定区域にある避難路については、排水ポンプの設置や嵩上げ工事等、可能な限り対策を講じるよう計画策定に努める。

3 避難体制の整備

災害の状況や、要配慮者、来訪者等、被災者の状況に応じた避難方法の検討とともに、適切な避難誘導を行うため、消防本部、消防団等との連携の強化を図り、避難体制の整備に努める。

(1) 安全な避難誘導體制の確立

災害時に避難行動を安全に行うため、住民、関係機関との避難時の連絡系統等を確立するなどして、安全な避難誘導體制を整備する。

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- 安全な避難誘導のため、消防本部、消防団等との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解をえる。
- 「道の駅うき」について道路を通行している車両の避難場所として位置づけ、利用する車両通行車や避難者への情報提供に努めるものとする。

(1) 要配慮者への対応

要配慮者に対する避難誘導として次の対応を図る。

- 視聴覚障がい者に対する伝達方法・手段の検討
- 高齢者・障がい者・幼児・外国人等への安全な避難誘導體制の検討
- 本庁、支所、地区内での要配慮者への対応者の確保

(3) 施設管理体制の整備

災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために、次の事項について検討する。

- 門・建物の鍵等の管理を施設、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等避難所運営に必要な書類を整備する。

4 避難所の周知

災害時に安全で的確な避難を実施するため、あらかじめ地域住民に対して避難所を周知する。住民への避難所の周知は、次の方法を検討する。

- 広報紙、防災マップ、ハザードマップ等への避難所一覧表の掲載
- 実践的な避難訓練等における避難所の周知徹底

第9 要配慮者支援体制の整備

今後、さらに高齢者の増加が予測される本市では、要配慮者に対し、安否確認、情報伝達、避難救援活動等において特に配慮が求められる。このため、要配慮者の把握や非常時の要配慮者優先の行動規則の確立等を図る。

注) 高齢者、妊産婦、乳幼児、障がい者、傷病者、外国人等災害時の行動にハンディキャップのある人々を総称して要配慮者という。

1 在宅要配慮者に対する対応

(1) 避難時の支援体制の整備

要配慮者に配慮した応急活動を行うため、次のような支援体制を確立する。

要配慮者の把握	○ 要配慮者のプライバシーに配慮し、地区単位で要配慮者の状況把握
要配慮者支援体制の整備	○ 災害時における情報伝達手段の検討 ○ 介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の要配慮者に対応する人員の確保
避難体制の整備	○ 地域全体での要配慮者支援体制づくり ○ 避難誘導方法の確立 ○ 市内施設における災害時の受け入れの明確化

(2) 通信設備等の整備

要配慮者の安全を確保するために、次の通信設備等の整備を検討する。

○ 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム ○ 聴覚障がい者等への災害情報伝達を効率的に行うための文字放送受信装置 ○ 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報装置

(3) 避難施設等の備品整備

要配慮者が避難所で生活するために、次の備品等の整備を図る。

○ 車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品の整備 ○ ミルク等乳幼児、児童用の備品の整備 ○ 避難所施設内におけるバリアフリーの検討 ○ パーテーションの整備等避難施設内のプライバシーの保護方法の検討 ○ 高齢者・乳幼児の紙おむつや生理用品の備蓄 ○ 障がい特性に応じた避難スペースの確保 ○ 食物アレルギーに配慮した食料の確保 ○ 人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保を検討

2 社会福祉施設における防災対策

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設において、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員

計画及び避難誘導体制等の整備を図るよう指導する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管するよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設には、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るよう指導する。また、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、消防団、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備するよう指導する。

(3) 防災資器材の整備、食料等の備蓄

災害時のライフライン機能の停止や流通の混乱に備え、社会福祉施設等に対し、防災資器材の整備や食料、生活必需品を備蓄するように指導する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

消防本部と連携して、防火管理者が施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うよう指導する。また、夜間又は休日における防災訓練の実施や関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練に参加するよう指導する。

第10 給水体制の整備

水道施設の機能停止時における住民への水の供給や、関係機関、市、病院等、防災拠点となる施設の機能維持に必要な浄水を確保するため、給水体制の整備を進める。

1 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

災害により水道施設が損壊し、供給が不能となったとき、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

2 給水体制の多重化

(1) 避難所に設置した防災井戸の活用

宇城市では、6箇所の防災拠点センターと本庁駐車場及び豊野支所、松橋5区防災公園にある防災井戸による非飲料用水を確保し、避難所やマンホールトイレ・家庭の雑排水対応が可能な体制を構築している。

(2) 民間の井戸の活用

市内にある民間の井戸を災害時の井戸として活用できる防災井戸登録制度の導入や協定締結等により協力を求めることができる体制整備を検討する。

(3) 家庭における備蓄の促進

住民、事業所等に対して広報等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

3 協力体制の整備

住民及び自主防災組織等に対して、災害時の給水方法や、貯水・給水の目標水量等に関する

広報を行う。

また、災害時の給水に対応するため、水道工事事業者等と協力体制を確立する。

第11 備蓄・調達体制の整備

災害時には流通機構が混乱し、必要物資が入手困難となることも予想される。このため、流通機構がある程度回復するまでに必要な飲料水、食料、生活物資、応急活動用資器材の調達並びに備蓄体制の整備を図る。

こうした必要物資は、具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式を協議、調整していく。

1 飲料水、食料、生活物資、資器材の整備

住民・事業者は、災害に備えて、平時から最低3日間（推奨1週間分）の飲料水、食料、生活物資を備蓄するよう努める。

市は、住民の備蓄を補完するため、備蓄計画に基づき、分散備蓄に配慮し整備・充実に努める。備蓄物資が不足する場合に備えて、農業協同組合、民間業者（大手食品メーカー）等と物資調達に関する協定を締結し調達体制の確立に努める。

また、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

2 防災用倉庫の整備

災害に備えて必要な物資を備蓄するため、防災備蓄倉庫を5箇所整備した。今後は必要に応じて、防災用倉庫の整備を図る。

第12 衛生・清掃体制の整備

災害時には、大量のごみやがれき等が発生し、また、処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態に対応するため、関係機関と連携し、分別処理等に配慮したごみの一時集積場所など処理体制を検討していく。

さらに、水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保体制等を検討する。

1 廃棄物処理体制の整備

(1) 県内市町村との協力体制の整備

災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、協力体制を整備する。

(2) 民間事業者との協力体制の整備

災害時に人員及び資機材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて応援がえられるよう、民間廃棄物処理業者、土木・運送業者の把握に努める。

2 し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレの整備

避難所及び集会所等に対し、災害用仮設トイレを配備するため、災害用仮設トイレの調達、

設置方法を検討する。

令和2年度に整備した防災拠点センターには、災害時でも使用可能なマンホールトイレを設置した。マンホールトイレは地域の消防団や自主防災組織による設置訓練などの防災訓練を行っていく。今後も、小中学校にマンホールトイレの設置推進を検討する。

(2) 運搬管理体制の整備

避難所等のし尿の収集が早急に処理されるよう必要な計画を検討する。また、災害が長期化したときは、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、し尿の運搬・処理体制を検討する。

第13 業務継続計画（BCP）の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

また、業務継続計画（BCP）は、必要に応じて適宜見直すものとする。

■業務継続計画（BCP）に盛り込む事項

- 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 電気、水、食料等の確保
- 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 重要な行政データのバックアップ
- 非常時優先業務の整理

注）BCP：Business Continuity Planの略。

第14 受援計画の整備

市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう受援計画を策定するものとする。

また、受援計画は、応援の受け入れを想定した訓練を行い、必要に応じて見直すものとする。

■受援計画に盛り込む事項

- 応急対策職員派遣制度及び相互応援協定による応援要請の手順、受援組織の設置・構成・役割
- 人的支援に対する受援対象業務の整理、応援職員の活動環境の確保
- 物的支援に対する調達先の確認・確保、要請手順、受入拠点や受入体制の整備

第3章 風水害等応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受け入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 救助・救急・消防活動
- 第7節 水害等の警戒・拡大防止
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通対策・緊急輸送
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者への対応
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 し尿・清掃・がれき対策
- 第15節 行方不明者の捜索及び遺体の措置・埋葬
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 文教対策
- 第18節 災害警備活動
- 第19節 海上災害対策
- 第20節 大規模事故対策

第1節 応急活動体制

区 分	項 目	担 当
応 急 活 動 体 制 の 確 立	第1 職員の動員配備	市民対策部、関係各部
	第2 災害警戒活動	市民対策部、土木対策部、経済対策部
	第3 災害警戒本部の設置	市民対策部、土木対策部、経済対策部
	第4 災害対策本部の設置	市民対策部、土木対策部、経済対策部
	第5 災害対策本部の運営	市民対策部、関係各部

第1 職員の動員配備

災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、職員は日ごろから防災組織及び防災体制を整備しておく必要がある。また、同時に防災関係相互の連絡体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるように努める必要がある。

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【風水害等】

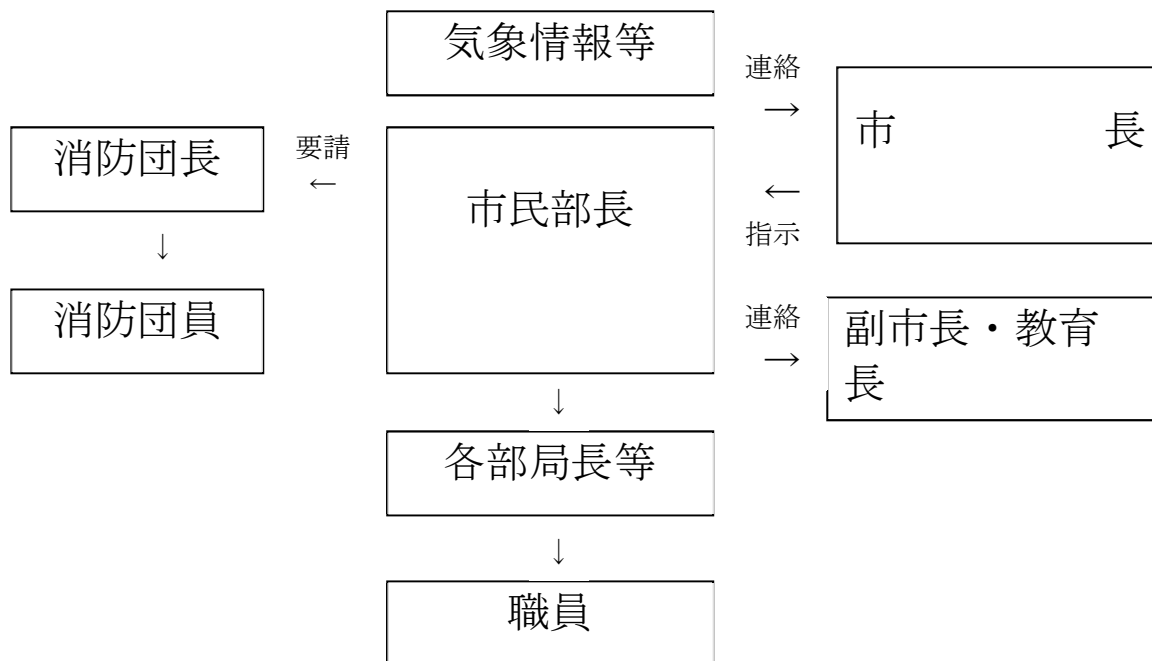
組織	体制	配備基準	主な活動内容	配備要員
一	風水害等第1配備体制	○ 気象業務法に基づく注意報が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき	○ 災害情報の収集、伝達	風水害等第1配備要員（防災担当職員）
	風水害等第2配備体制	○ 大雨、洪水等の警報が発表され、比較的軽微な規模の災害発生が見込まれるとき ○ 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒 ○ 避難所の開設検討または開設	風水害等第2配備要員
災害警戒本部	風水害等第3配備体制	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ○ 高潮警報が発表されたとき ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○ 顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒	風水害等第3配備要員
災害対策本部	第4配備体制	○ 特別警報が発表されたとき ○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき	○ 局地的な応急対策活動（災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、災害広報等）	第4配備要員（職員の約1/2）
	第5配備体制	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 航空機事故等の重大な事故が発生したとき	○ 市の組織および機能のすべてによる応急対策活動	第5配備要員（全職員）

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるとき、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



3 参集場所

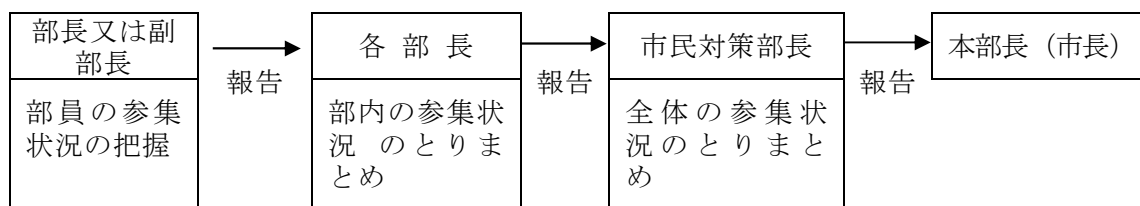
勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、各自の所属先とする。

4 参集の報告

参集した職員は、部長又は副部長に参集報告を行う。

各部長は、部内の参集状況を取りまとめ、市民対策部長に報告する。

市民対策部長は、全体の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。



※資料編参照 【参集記録票】

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■災害時の配備体制表

平常時部課名		風水害等の場合			地震の場合			風水害等・地震共通			
		災害警戒活動		災害警戒本部体制	災害警戒活動		災害警戒本部体制	災害対策本部体制			
		風水害等第1配備	風水害等第2配備 (災害待機班)	風水害等第3配備	地震第1配備	地震第2配備 (災害待機班)	地震第3配備	第4配備	第5配備		
総務部	総務課		○	○		○	○	職員の約 1／2	全職員		
	人権啓発課										
	財政課										
	公共施設マネジメント課										
	契約検査課										
	情報政策課										
市長政策部	市長政策課		○	○		○	○				
	企画課										
	地域振興課										
市民部	市民課		○	○		○	○				
	防災消防課	○			○						
	税務課										
	債権管理課										
福祉部	社会福祉課		○	○		○	○				
	子ども未来課										
	こどもセンター										
	高齢介護課										
保健衛生部	医療保険課		○	○		○	○				
	健康づくり推進課										
	衛生環境課										
経済部	農政課		○	○		○	○				
	農林水産課										
	国営事業推進課										
	商工観光課										
土木部	土木課		○	○	○	○	○				
	用地管理課				○						
	都市整備課				○						
三角支所	総合窓口課	○	○	○	○	○	○				
小川支所	経済建設課										
不知火支所	総合窓口課	○	○	○	○	○	○				
豊野支所											
上下水道局			○	○		○	○				
会計課			○	○		○	○				
議会事務局			○	○		○	○				
監査委員事務局			○	○		○	○				
農業委員会事務局			○	○		○	○				
教育部	教育総務課		○	○		○	○				
	学校施設課										
	生涯学習課										
	文化スポーツ課										
消防本部		※ 消防の定める計画による									

第2 災害警戒活動

1 災害警戒活動

災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認めるとき、担当職員は災害警戒活動を行う。

- 大雨、洪水等の警報が発表され、比較的軽微な規模の災害発生が見込まれるとき
- 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき

2 活動体制

風水害第1配備体制は、本庁舎及び各支所の防災担当職員が本庁防災消防課長からの指示があった場合に警戒活動を行う。

風水害第2配備体制は、本庁防災消防課長は県防災メール等により情報を得て、本庁舎の災害待機班長へ出動指示を行う。

災害待機班長は各班員に対して出動指示を行い、待機し警戒活動を行う。

3 活動内容

主な活動内容は、次のとおりとする。

- 気象情報等の収集・伝達
- 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- 住民への気象情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

副市長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認めるとき、災害警戒本部を設置する。この場合、風水害等第3配備体制として「災害時の配備体制表」に基づき、本庁及び各支所の担当職員が警戒活動を行う。

- 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 高潮警報が発表されたとき
- 比較的軽微な規模の災害が発生したとき
- 顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき

2 設置、指揮の権限

副市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、緊急にやむをえない事情があるとき、市民部長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

なお、台風接近時においては、不知火支所は、必要に応じて松合地区の警戒活動にあたる。

- 気象情報等の収集・伝達
- 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- 市域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、災害警戒本部を廃止する。
また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるとき、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- 特別警報が発表されたとき
- 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき
- 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき
- 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき
- 航空機事故等の重大な事故が発生したとき

※資料編参照 【宇城市災害対策本部条例】

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所に関しては、次のとおりとする。

- 災害対策本部は、本庁舎内に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部室前に宇城市災害対策本部等の標識を掲示する。
- 本庁舎が建物損壊等により本部機能を全うできないとき、本部長（市長）の判断により、災害対策本部を移設する。

3 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるとき、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、本部長（市長）が任命する。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

市民部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	庁内放送、防災行政無線、一般電話等
防 災 関 係 機 関	防災行政無線、一般電話等
地 域 住 民	防災行政無線、広報車、報道機関等
報 道 機 関	一般電話、口頭、文書等、Ｌアラート（災害情報共有システム）

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないとき、次のとおりとする。

第1順位 副市長	第2順位 教育長	第3順位 市民部長
----------	----------	-----------

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部付	議会議長、民生常任委員長、消防団長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員	各部長等のうちから本部長が定める。	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
部 長	本部長が定める。	本部長の命を受け、部の事務を処理する。
部に属すべき職員	本部長が定める。	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、節末の「宇城市災害対策本部の組織図及び構成表」に示す。

3 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	☐ 災害対策本部設置後 ☐ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	☐ 本部長（市長） ☐ 副本部長（副市長、教育長） ☐ 本部員 ☐ その他本部長が指名する職員 ☐ 本部付（消防団長、議会議長、民生常任委員長）
事務局	☐ 市民対策部
報告事項	☐ 各部の配備体制 ☐ 緊急措置事項
協議事項	☐ 被害状況の把握に関すること ☐ 応急対策に関すること ☐ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する こと ☐ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に 関すること ☐ 避難の指示、警戒区域の指定に関すること ☐ 災害救助法の適用に関すること ☐ 激甚災害の指定に関すること ☐ 住民向緊急声明の発表に関すること ☐ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ☐ 国、県等への要望及び陳情等に関すること ☐ その他災害対策の重要事項に関すること

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、次の関係機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 陸上自衛隊第8師団
☐ 宇城地域振興局
☐ 九州電力送配電株式会社
☐ 宇土地区及び下益城郡医師会 | ☐ 宇城警察署
☐ 西日本電信電話株式会社
☐ 宇城薬剤師会
☐ その他 | ☐ 宇城広域連合消防本部
☐ 九州電力株式会社
☐ 歯科医師会 |
|--|---|---|

5 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「宇城市災害対策本部の事務分掌」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

■宇城市災害対策本部の組織図



■宇城市災害対策本部の構成表

部 名	正 副 部 長 名	部 員
総務対策部	部 長 総務部長 副部長 総務部次長	総務部 監査委員事務局
市長政策対策部	部 長 市長政策部長 副部長 市長政策部次長	市長政策部
市民対策部	部 長 市民部長 副部長 市民部次長 〃 防災消防課長	市民部 各支所総合窓口課
福祉対策部	部長 福祉部長 副部長 福祉部次長	福祉部
保健衛生対策部	部長 保健衛生部長 副部長 保健衛生部次長	保健衛生部 各支所保健衛生業務担当
経済対策部	部 長 経済部長 副部長 経済部次長	経済部 農業委員会事務局 各支所経済建設課
土木対策部	部 長 土木部長 副部長 土木部次長 〃 上下水道局長	土木部 上下水道局 各支所経済建設課
出納対策部	部 長 会計管理者	会計課
議会対策部	部 長 議会事務局長	議会事務局
教育対策部	部 長 教育部長 副部長 教育部次長	教育委員会
消防対策部	部 長 消防団長 副部長 消防副団長	消防団
		宇城広域連合消防本部

■宇城市災害対策本部の事務分掌

部 名	事務分掌
総務対策部	1 通信体制の確立に関する事 2 所管施設の被害調査に関する事 3 住民への広報活動に関する事 4 緊急通行車両の確認に関する事 5 車両等の確保、配車に関する事 6 人員の緊急輸送に関する事 7 寄付金（支援金）の受け入れに関する事 8 避難誘導に関する事 9 避難者への配慮に関する事 10 遺体の措置・安置に関する事
市長政策対策部	1 所管施設の被害調査に関する事 2 住民への広報活動に関する事 3 報道機関への協力要請及び対応に関する事 4 物資の緊急輸送に関する事 5 食料、生活物資の需要把握に関する事 6 食料の確保に関する事 7 食料の供給に関する事 8 生活物資の確保に関する事 9 生活物資の供給に関する事 10 物資の受け入れに関する事

市民対策部	1	職員の動員配備に関すること
	2	災害警戒活動に関すること
	3	災害警戒本部の設置に関すること
	4	災害対策本部の設置に関すること
	5	災害対策本部の運営に関すること
	6	気象関連情報の伝達に関すること
	7	初動期の情報収集等に関すること
	8	民間建物の被害調査に関すること
	9	被害情報の取りまとめに関すること
	10	県への被害報告に関すること
	11	国への被害報告に関すること
	12	関係機関への被害情報伝達に関すること
	13	住民への広報活動に関すること
	14	被災者相談窓口の設置に関すること
	15	自衛隊派遣要請に関すること
	16	国、県、他市町村等への応援要請に関すること
	17	自衛隊の受け入れに関すること
	18	行方不明者の情報提供に関すること
	19	水防体制の確立に関すること
	20	水防活動の実施に関すること
	21	警戒区域の設定に関すること
	22	避難指示に関すること
	23	避難誘導に関すること
	24	食料の確保に関すること
	25	各種障害物の除去に関すること
	26	海上災害に対する対応に関すること
	27	罹災証明の発行に関すること
	28	被災者台帳の整備に関すること
	29	防犯活動への協力に関すること
	30	遺体の措置・安置に関すること
	31	遺体の埋葬に関すること

保 健 衛 生 対 策 部	1	所管施設の被害調査に関すること
	2	医療関係機関への出動要請及び連絡に関すること
	3	救護所の設置に関すること
	4	救護所での医療救護活動に関すること
	5	後方医療機関の確保と搬送に関すること
	6	医薬品・資器材の確保に関すること
	7	被災者の健康管理に関すること
	8	心のケア対策に関すること
	9	被災地での防疫活動に関すること
	1 0	仮設トイレの設置に関すること
	1 1	し尿の処理に関すること
	1 2	生活ごみの処理に関すること
	1 3	がれきの処理に関すること
	1 4	動物の処理、保護、収容に関すること
	1 5	遺体の措置・安置に関すること
	1 6	遺体の埋葬に関すること

福祉対策部	1 所管施設の被害調査に関すること 2 ボランティアの活動の支援に関すること 3 災害救助法の適用申請に関すること 4 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること 5 避難所の開設に関すること 6 避難所の運営に関すること 7 避難者への配慮に関すること 8 避難行動要支援者名簿の作成に関すること 9 要配慮者の安全確保と安否確認に関すること 10 避難所への応急支援に関すること 11 福祉避難所等の確保と移送に関すること 12 各種支援措置に関すること 13 福祉仮設住宅での支援措置に関すること 14 炊き出しの実施、支援に関すること 15 応急仮設住宅の需要把握に関すること 16 応急仮設住宅等の建設に関すること 17 応急仮設住宅の入居者選定に関すること 18 遺体の措置・安置に関すること 19 園児の安全確保と安否確認に関すること 20 応急保育の実施に関すること 21 義援金の受け入れ、配分に関すること 22 災害弔慰金等の支給に関すること
社会福祉協議会	1 ボランティアの活動の支援に関すること 2 炊き出しの実施、支援に関すること 3 生活物資の確保に関すること 4 生活物資の供給に関すること 5 物資の受け入れに関すること 6 緊急輸送に関すること

土木対策部	1 災害警戒活動に関する事 2 所管施設の被害調査に関する事 3 水防体制の確立に関する事 4 水防活動の実施に関する事 5 交通情報の収集と道路規制に関する事 6 緊急輸送道路の確保に関する事 7 福祉仮設住宅の供給に関する事 8 飲料水、生活用水、医療用水の需要調査と給水計画に関する事 9 給水活動の実施に関する事 10 応急仮設住宅の用地確保 11 応急仮設住宅の建設等に関する事 12 被災住宅の応急修理に関する事 13 各種障害物の除去に関する事 14 水道の応急・復旧対策に関する事 15 下水道の応急・復旧対策に関する事 16 道路・橋りょうの応急・復旧対策に関する事 17 河川の応急・復旧対策に関する事 18 応急危険度判定士の確保に関する事 19 応急危険度判定の実施に関する事 20 災害公営住宅の建設等に関する事
経済対策部	1 災害警戒活動に関する事 2 所管施設の被害調査に関する事 3 水防体制の確立に関する事 4 水防活動の実施に関する事 5 食料の確保に関する事 6 各種障害物の除去に関する事 7 動物の処理、保護、収容に関する事 8 道路・橋りょうの応急・復旧対策に関する事 9 河川の応急・復旧対策に関する事 10 農林漁業関係対策に関する事 11 中小企業関係対策に関する事
教育対策部	1 所管施設の被害調査に関する事 2 避難所の開設に関する事 3 避難所の運営に関する事 4 避難者への配慮に関する事 5 炊き出しの実施、支援に関する事 6 児童、生徒の安全確保と安否確認に関する事 7 応急教育の実施に関する事 8 文化財の保護に関する事
議会対策部	1 所管施設の被害調査に関する事
出納対策部	1 義援金の受け入れ、配分に関する事

消防対策部	1 所管施設の被害調査に関すること 2 救助活動の実施に関すること 3 消防体制の確立に関すること 4 消防活動の実施に関すること 5 林野火災の応急対策に関すること 6 水防体制の確立に関すること 7 水防活動の実施に関すること 8 防犯活動への協力に関すること 9 避難誘導に関すること 10 行方不明者の捜索に関すること
各部共通	1 民間団体等への協力要請に関すること 2 その他応援の受け入れに関すること 3 ボランティアの活動の支援に関すること 4 避難所の開設に関すること 5 避難所の運営に関すること 6 避難者への配慮に関すること 7 その他の公共施設の応急・復旧対策に関すること 8 海上災害に対する対応に関すること 9 大規模事故に対する対応に関すること 10 被災者台帳の整備に関すること 11 災害復興計画に関すること 12 災害公営住宅の建設等に関すること

第2節 情報の収集・伝達

区 分	項 目	担 当
気 象 関 連 情 報 等 の 伝 達	第1 気象関連情報の伝達	市民対策部、関係機関
	第2 火災気象通報・火災警報	関係機関
	第3 異常現象発見者の通報	発見者、関係機関
	第4 通信体制の確立	市民対策部、総務対策部、関係各部、関係機関
情報収集	第5 初動期の情報収集等	市民対策部、関係各部、関係機関
被害の調査	第6 民間建物の被害調査	市民対策部
	第7 所管施設の被害調査	総務対策部、関係各部
	第8 被害情報のとりまとめ	市民対策部
被 害 の 報 告 等	第9 県への被害報告	市民対策部
	第10 国への被害報告	市民対策部
	第11 関係機関への被害情報伝達	市民対策部

第1 気象関連情報の伝達

1 気象関連情報の発表

熊本地方気象台から発表される気象関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

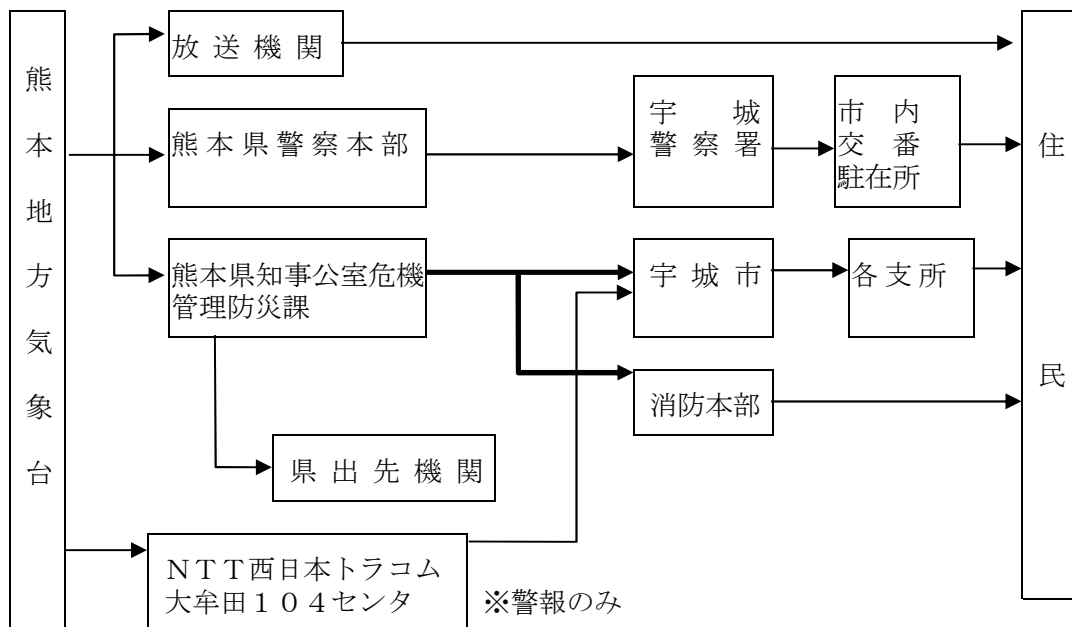
なお、本市は、注意報・警報の1次細分区域では熊本地方に、2次細分区域では宇城八代地方に該当する。

種 類	内 容
注 意 報	熊本地方気象台が災害の起こるおそれがあると予想される場合、注意を喚起するために発表する。
警 報	熊本地方気象台が重大な災害が起こるおそれがある場合、警戒を喚起するために発表する。
特別警報	熊本地方気象台が、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を喚起するために発表する。
気象情報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他異常気象等についての情報を具体的・速やかに発表するもので、注意報・警報の情報価値を高める機能をもつ。

※資料編参照 【注意報及び警報の種類並びに発表の基準】

2 伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。なお、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。



第2 火災気象通報・火災警報

1 火災気象通報

消防法第22条第1、2項に基づく火災気象通報については、次のとおりである。

熊本地方気象台	火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。
火災気象通報の発令基準	○ 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、もしくは最大風速が10m/sを越える見込みのとき
県知事	気象台から通報を受けたとき、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

注) 発令基準は、熊本県地域防災計画による。

2 火災警報の発令

消防法第22条第3項に基づく火災警報の発令については、次のとおりである。

市 長 (消 防 長)	次の場合に火災警報を発令することができる。 ☐ 県知事から火災気象通報を受けたとき ☐ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき
----------------	---

第3 異常現象発見者の通報

1 通報義務

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長・消防本部又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた市長・消防本部は、熊本地方気象台、宇城地域振興局、その他関係機関に通報しなければならない。

2 通報を要する異常現象

通報を要する異常現象は、次のとおりである。

事 項	現 象
気象に関する事項	☐ 大雨、強い竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	☐ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	☐ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ、異常潮位等

第4 通信体制の確立

1 通信機能の確保と統制

市民対策部、総務対策部は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているとき、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

無線通信は、無線機の管理及び通信統制を行う。

- ☐ 重要通信の優先の原則
- ☐ 簡潔通話の実施の原則
- ☐ 専任通信担当者の設置

※資料編参照 【無線設備一覧】

2 窓口の統一

災害時の通信連絡を円滑に行うため、窓口の統一を図る。

外部からの受信には指定電話を定め、通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

また、関係機関等外部への重要発信には、災害時に発信規制等を受けない災害時優先電話を使用する。

3 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるとき、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

一般の加入電話がかかりにくいときでも災害時優先電話からの通話は比較的にかかりやすい。それでも困難なとき、次の非常・緊急通話を利用する。なお、宇城市においては令和2年度よりNTT西日本との協定により宇城市避難所等に特定公衆電話回線の事前設置を行い、災害時の避難施設等での早期通信手段の確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用可能な公衆電話の配備を行う。

原則的に災害時優先電話により、市外局番なしの102をダイヤルし、オペレーターへ次のことを告げて申し込む。

- 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。
- 災害時優先電話に登録された電話番号と機関名称等
- 相手の電話番号及び伝える内容等

なお、相手等の通信設備の被害状況などによって、利用できないときがある。

(2) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急通話と同様なとき、NTT西日本に非常・緊急電報を頼信する。

- 頼信紙の余白欄に、非常あるいは緊急と記す。
- 電話により頼信するとき、自己の電話番号、頼信責任者名を申し出る。

(3) 他機関の無線設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるとき、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ○ 警察通信設備 | ○ 消防通信設備 | ○ 電力通信設備 |
| ○ 水防通信設備 | ○ 気象通信設備 | ○ 自衛隊通信設備 |

(4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線ボランティア等に、市域内での災害情報の収集や情報の伝達（災害対策本部～避難所・被災現場）の協力を要請する。協力要請先は、次のとおりである。

- 日本赤十字社熊本県支部 無線赤十字奉仕団事務局

第5 初動期の情報収集等

1 警戒活動

次のような場合、海岸、河川、がけ地等について巡視、警戒を行うとともに、危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報、又は必要に応じ消防団などを警戒配置する。

- 潮位や河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき。
- 堤防、がけ地等に異常を発見したとき。

2 情報収集活動

災害初動期の情報収集活動は、次のとおりである。

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初動期の活動中に見聞した内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞した内容を報告する。
総務対策部	行政区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
市民対策部	消防本部に住民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県危機管理防災課及び総務省消防庁に報告する。	
	県、自衛隊、警察本部等の保有するヘリコプターによる情報の把握に努める。	

※資料編参照 【参集途上の被災状況記録票】

3 被害調査活動

関係各部は、必要に応じて現地調査を行い、被災地の状況把握に努める。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑧の情報収集に努める。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ①人的被害 | ②火災の発生状況 |
| ③家屋等の被災状況 | ④住民の行動・避難状況 |
| ⑤土砂災害等の発生状況 | ⑥道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間 |
| ⑦医療救護関係情報 | ⑧その他必要な被害報告 |

4 調査の報告

関係各部は、初動活動期の調査内容で急を要するとき、口頭又は電話で市民対策部へ報告する。その後、文書（被害発生状況連絡票）により速やかに報告する。市民対策部は、被害状況、応急対策の概要を災害箇所一覧表に整理する。

※資料編参照 【被害発生状況連絡票】

※資料編参照 【災害箇所一覧表】

第6 民間建物の被害調査

1 被害調査

市民対策部は、民間建物の被害調査のため発災後すみやかに調査班を編成し、実施する。

なお、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等に調査を委託する。

また、平時から定期的に職員による建物被害認定調査の研修を実施し、被害調査の迅速化を図る。

- 原則として二人一組で調査する。
- 住宅地図等を携行する。
- 被害の認定にあたっては、格差が生じないように留意する。

2 被災者台帳の作成

市民対策部は、被害調査の結果を被災者台帳として整理する。

第7 所管施設の被害調査

1 各部の調査内容

各部は、所管する施設等について被害状況の調査を行い、調査結果を総務対策部に報告する。

なお、被害状況は可能な限り写真等に記録する。

班 名	主 な 調 査 事 項
総務対策部	被害状況調査の調整・総括、本庁、支所
市長政策対策部	被害状況調査の調整・総括、民間建物、本庁、支所、観光施設
福祉対策部	社会福祉施設、保育園
保健衛生対策部	清掃施設、衛生施設、火葬場、医療施設
市民対策部	民間建物
土木対策部	道路、橋りょう、海岸、河川、がけ地、公営住宅、公園、水道、下水道
経済対策部	農地、農林水産業施設、商工施設、海岸、漁港
教育対策部	学校教育施設、社会教育施設、文化財
消防本部・消防団	災害原因及び被害状況

注) 市外の施設等については、電話等で被害状況を把握する。

※資料編参照 【人的被害報告】

※資料編参照 【住家被害報告】

※資料編参照 【その他の被害報告】

2 調査の基準

調査の基準は、熊本県被害報告取扱要領に示された被害の判定基準等による。

※資料編参照 【被害の判定基準】

第8 被害情報のとりまとめ

市民対策部は、各部が調査した情報を次の点に留意してとりまとめる。

活 動 期	留 意 点
初動活動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理

第9 県への被害報告

1 県に対する報告

市民対策部は、災害情報及び被害状況を熊本県被害報告取扱要領に基づき県（宇城地域振興局）に報告する。

県へ報告ができないとき、直接国（総務省消防庁）に報告し、通信が回復次第速やかに県に報告する。

2 報告の区分、内容等

報告の区分、内容等については、次のとおりである。

区 分	報告責任者	様 式	内 容
災害情報	市長	第1号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告する。
被害状況報告 (速 報)	市長	第2号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間おき報告する。
被害状況報告 (確 定)	市長	第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告する。
各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各 部 門 別 担当	各部門別ご との報告取 扱要領によ る	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間をおき報告する。また、同一の災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告する。
住民避難等報 告	市長	第4号	住民の避難状況を一定時間おいて報告する。
災害年報	市長	第5号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

- ※資料編参照 【災害情報（県様式第1号）】
- ※資料編参照 【被害状況報告〔速報・確定〕（県様式第2号）】
- ※資料編参照 【各部局別被害報告（県様式第3号）】
- ※資料編参照 【住民避難等報告書（県様式第4号）】
- ※資料編参照 【災害年報（県様式第5号）】

第10 国への被害報告

市民対策部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

- ※資料編参照 【火災・災害等即報要領】

第11 関係機関への被害情報伝達

市民対策部は、被害情報を取りまとめたとき、また、要請があった場合は、ただちに関係機関へ通報する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 警察署○ ライフライン機関○ その他の関係機関 |
|---|

- ※資料編参照 【災害時の連絡先一覧】

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	総務対策部、市民対策部、市長政策対策部、関係各部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	市長政策対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

第1 住民への広報活動

関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を市長政策対策部に提供する。

総務対策部・市民対策部・市長政策対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。

なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び市と連携するものとする。

また、市長政策対策部は、各対策部が状況に応じて記録した災害に関する写真、ビデオ等を取りまとめる。

時 期	手 段	内 容
災 害 発 生 前 (警戒活動期)	防災行政無線 広報車 現場による指示等	☐ 自主避難の呼びかけ ☐ 気象情報 ☐ 住民のとりべき措置 ☐ 自主防災活動の要請
災 害 発 生 直 後	全国瞬時警報システム（J-ALERT） Lアラート（災害情報共有システム） 防災行政無線	☐ 避難の指示 ☐ 気象情報 ☐ 被害の状況 ☐ 電話自粛 ☐ 住民のとりべき措置 ☐ 自主防災活動の要請
応 急 対 策 活 動 時	防災行政無線 広報車 災害広報紙・チラシ・テレビ・ラジオ等	☐ 被害の状況、気象情報 ☐ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ☐ 応急対策の概況、復旧の見通し ☐ 住民のとりべき防災対策 ☐ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ☐ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び対応

1 協力要請

市長政策対策部は、報道機関に対し、必要に応じて避難勧告等災害情報の報道を要請する。

2 情報提供

市長政策対策部は、報道機関に対し、適宜、記者会見等により災害情報の提供を行う。
その際には、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。

発 表 者	記者会見場	内 容
本部長又は副本部長	3階大会議室	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況

第3 関係機関の広報

関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

機 関	広 報 内 容
消 防 本 部	被害状況、避難対策、二次災害発生防止等
警 察 署	避難、交通規制、二次災害発生防止等
九 州 電 力 九州電力送配電	被害状況、復旧情報、公衆感電事故防止等
N T T 西 日 本	通信の途絶、利用の制限等
交 通 機 関 他	被害状況、復旧情報、運行状況等

第4 被災者相談窓口の設置

1 相談窓口の設置

市民対策部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、必要に応じて各支所に被災者相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

- 行方不明者等の捜索に関する事
- 食料、飲料水、日用品等の支給情報に関する事
- 罹災証明書に関する事
- 埋葬許可に関する事
- 各種証明書の発行に関する事
- 仮設住宅に関する事
- 被災住宅の応急修理に関する事
- 災害弔慰金等に関する事
- 生活資金等に関する事
- その他災害関連相談事項

第4節 応援要請・受け入れ

区 分	項 目	担 当
応援要請	第1 自衛隊派遣要請	市民対策部
	第2 国、県、他市町村等への応援要請	市民対策部 関係各部
	第3 民間団体等への協力要請	
応援受け入れ	第4 自衛隊の受け入れ	市民対策部
	第5 その他応援の受け入れ	関係各部
ボランティア	第6 ボランティアの活動支援	福祉対策部、関係各部、社会福祉協議会

第1 自衛隊派遣要請

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したとき、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

ただし、市長は、通信の途絶等により県知事に対して要求ができないとき、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

1 派遣要請の方法

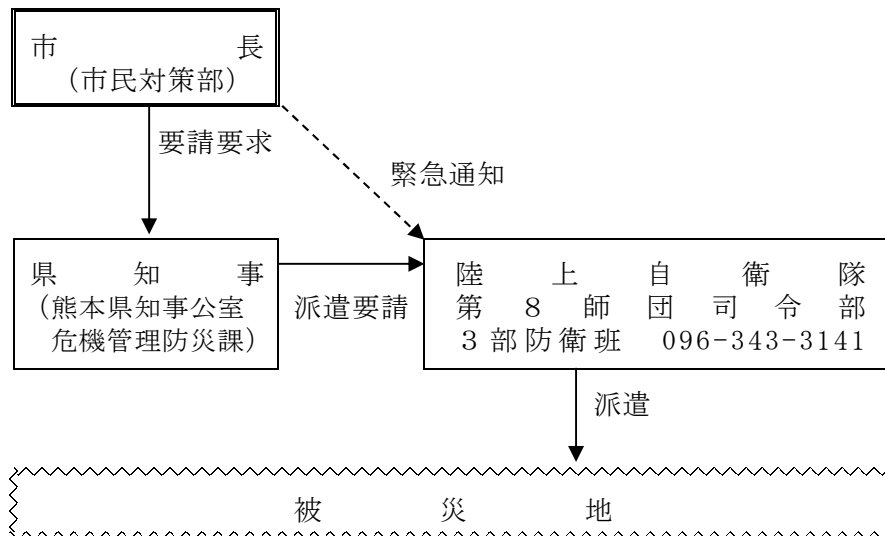
市民対策部は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするとき、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理防災課）に要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

要 請 先	県知事（危機管理防災課）
	緊急の場合は、陸上自衛隊第8師団司令部に通知
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要 請 内 容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※資料編参照 【自衛隊災害派遣要請依頼書】

※資料編参照 【自衛隊災害派遣撤収依頼書】

■ 自衛隊派遣要請の流れ



2 期待する活動内容

期待する活動内容は、次のとおりである。

- | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| ☐ 人命救助 | ☐ 消火活動 | ☐ 水防活動 | ☐ 救援物資の輸送 |
| ☐ 道路の応急啓開 | ☐ 医療、防疫 | ☐ 給水活動 | ☐ 給食 |
| ☐ 宿泊活動 | ☐ 入浴活動 | | |

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待つ暇がないとき、部隊等の長は、県の要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

4 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。

その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

- | |
|---|
| ☐ 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等 |
| ☐ 宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金 |
| ☐ 活動のため現地で調達した資機材等の費用 |

5 撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 国、県、他市町村等への応援要請

1 県への要請

市長は、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

応援要請に関する伝達方法等は、次のとおりである。

伝 達 方 法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付） なお、応援要請は宇城地域振興局に行く。
伝 達 事 項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

2 国の機関への要請

市長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づくあつせんを求める。

派遣要請・あつせんに関する伝達方法等は、次のとおりである。

伝 達 方 法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
伝 達 事 項	○ 派遣・あつせんを要請する理由 ○ 派遣・あつせんを要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

3 他市町村への要請

市長は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

応援要請に関する伝達方法等は、県への要請と同様とする。

第3 民間団体等への協力要請

関係各部は、必要に応じて、次のとおり民間団体や民間業者等へ協力要請を行う。

要 請 先	内 容
民 間 団 体	○ 青年団、婦人会、日赤奉仕団、赤十字ボランティアへ要請する。 ○ り災者救出等の応急措置、応急復旧等に関する協力を要請する。 ○ 経費は、応援要請した市が負担する。
民 間 業 者	○ 卸売業者、小売業者、農水産業団体、事業所等へ要請する。 ○ 食料、生活物資、飲料水、資材置場、車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅等の提供等の協力を要請する。

第4 自衛隊の受け入れ

市民対策部は、自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり受け入れ体制を準備する。

部 隊 へ の 処 置	○ 応急対策後の一般的復旧工事は、別途依頼する。 ○ 作業に対し、市及び住民は積極的に協力する。 ○ 作業に関し、市と自衛隊指揮官とで十分協議して決める。 ○ 災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。 ○ 人命救助活動について、市が一元的な調整及び統制を行う。
機 材 の 準 備	○ 使用する機械器具類は、派遣部隊の携行するものを除き、市で準備する。 ○ 使用する材料及び消耗品類は、すべて市で準備するが、不足する場合は、派遣部隊が携行するものを使用する。

第5 その他応援の受け入れ

関係各部は、関係機関等からの応援、派遣が確定したとき、次のとおり受け入れ体制を準備する。詳細については、別途定める「宇城市災害受援計画」に基づくものとする。

項 目	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 応援活動の拠点となる施設の提供に努める。 ○ 応援要員の宿泊場所の用意又はあっせんに努める。
-----	---

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第6 ボランティアの活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置

福祉対策部は、社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。

災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

2 活動内容

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

- 市からの情報等に基づき必要とするボランティア業務の把握
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティアの受付
- ボランティア連絡会議の開催
- 市との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

3 連絡調整等

ボランティア活動の支援を必要とする部は、福祉対策部に要望等を連絡する。福祉対策部は、災害ボランティアセンターの代表者と、ボランティア活動に関する情報を提供し、活動内容等について調整を行う。また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するよう努める。

4 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 土砂等の除去作業、がれきの撤去作業
- 災害ごみの分別作業

5 専門ボランティアの対応

(1) 受け入れ

専門ボランティアは、関係各部が受け入れ等の対応を行う。

関係各部は専門ボランティアについては、別途定める「宇城市災害時受援計画」やマニュアルに基づき対応する。

(2) 活動内容

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産婦等）
- 救急・防災ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員）
- 通訳ボランティア（手話通訳、外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

区 分	項 目	担 当
災 害 救 助 法 の 適 用	第1 災害救助法の適用申請	福祉対策部
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	福祉対策部
	第3 災害救助法の適用基準	—
	第4 救助業務の実施者及び救助の内容等	—

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

福祉対策部は、市域内の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、直ちにその旨、宇城地域振興局を經由して県知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないとき、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間は、特別な事情があるとき、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったとき、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

福祉対策部は、関係各部に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県災害対策本部に報告する。

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内1,500世帯以上 かつ 市40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内7,000世帯以上 かつ 市多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 上記(4)に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

注3) 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家 1世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

3 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりであるが、その他詳細は、内閣府の示す被害認定基準運用指針や熊本県被害報告取扱要領に示された被害の判定基準による。

被害の区分	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満
③上記2点に該当しない場合		浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。	

注) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物という。

注2) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位で、住民基本台帳を基準とする。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

1 実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、政令で定めるところにより、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

実施者	救 助 の 種 類
市 長	○ 避難所の設置 ○ 応急仮設住宅の供与 ○ 被災住宅の応急修理 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ り災者の救出 ○ 遺体の搜索 ○ 遺体の処理及び埋葬 ○ 学用品の給与 ○ 障害物の除去

2 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、同法第23条の規定に基づき熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等による。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第6節 救助・救急・消防活動

区 分	項 目	担 当
救助・救急	第1 救助活動の実施	消防本部、消防団
	第2 行方不明者の情報提供	市民対策部
	第3 救急活動の実施	消防本部、警察署
消防活動	第4 消防体制の確立	消防本部、消防団
	第5 消防活動の実施	消防本部、消防団
林野火災	第6 林野火災の応急対策	消防本部、消防団
危険物施設	第7 各種危険物施設等の応急対策	消防本部、各施設管理者等

第1 救助活動の実施

1 救助隊の編成

消防本部、消防団は、行方不明者、要救助者が発生したとき、救助隊を編成するとともに、宇城地域振興局に連絡する。不足するとき、宇城地域振興局、警察署、近隣消防機関等に応援を要請する。自衛隊の応援を必要とするとき、県に要請を依頼する。

2 救出資機材の確保

救出資機材の確保方法は、次のとおりである。

- 初動期の救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- 救出資機材等に不足が生じたとき、宇城地域振興局の協力又は建設業協会に要請する。

3 救助活動の実施

消防本部、消防団は、警察署、自衛隊等と協力しながら、行方不明者名簿等に基づき、救助活動を行う。

なお、災害救助法による救助活動は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第2 行方不明者の情報提供

市民対策部は、災害のため行方不明の状態にある者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者として次のとおり情報提供を行う。

- 行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者は、自衛隊、消防本部、消防団、警察署に提供する。

第3 救急活動の実施

消防本部は、救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。

- 傷病者が多数発生したとき、近隣消防機関、住民等に搬送の協力を要請する。
- 搬送先病院で収容できないとき、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないとき、県にヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防体制の確立

1 消防の組織構成

本市の消防に係わる組織には、消防本部と消防団があり、相互に協力、連携して消防活動を実施する。

2 消防団の警備体制

消防団長は、災害により必要と判断したとき、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

3 消防広域応援要請

消防広域応援に関する要請は、次のとおりである。

他の消防機関	熊本県消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援要請を行う。
広域航空消防応援	航空消防応援が必要と認めた場合は、県知事へ要請を行う。
緊急消防援助隊	大規模災害消防応援実施計画に準じ、県下消防本部及び他県の消防機関に応援要請を行う。

※資料編参照 【熊本県消防相互応援協定】

第5 消防活動の実施

1 消防本部の活動

消防本部は、次の点に留意して消火活動を行う。

なお、その他消防本部の活動については、消防本部が別に定める地域消防計画によるものとする。

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような応急対策活動を行う。

出火防止	○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないとき、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難指示がなされたとき、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

3 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生したとき、直ちに消防本部等へ通報するとともに、初期消火活動を行い、消防機関が到着したとき、その指示に従う。

4 事業所の活動

事業所は、火災が発生したとき、出火防止措置及び初期消火活動を行うとともに、次の措置をとる。

- 消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第6 林野火災の応急対策

1 情報伝達

林野火災の発見者は、直ちに消防本部、市役所等へ通報する。

市は、必要に応じて県、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

2 活動体制の確立

林野火災は、消火活動が極めて困難である点を考慮し、次のような活動体制を確立する。

現場指揮本部の設置	消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携、協力して防御にあたる。
現地対策本部の設置	火災が拡大し、市単独では対処できないと認めるとき、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。
関係機関への応援要請	地元消防機関で消火困難と認めるとき、広域消防相互応援や自衛隊の災害派遣により広域的な応援体制をとる。

3 空中消火の実施

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

空中消火の要請	地上消火が困難と認めるとき、県へ通報し、防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 ○ 陸空通信隊の編成 ○ 林野火災用防災地図の作成 ○ 空中消火補給基地の設定 ○ ヘリポート等の設定 ○ 空中消火用資機材等の点検、搬入

第7 各種危険物施設等の応急対策

1 施設管理者等の応急対応

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設の管理者、保安監督者等は、災害が発生したとき、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急対策を講ずる。消防本部等は、これら施設の管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

区 分	応 急 対 策
危険物施設	○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等防災関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
火薬類貯蔵施設	○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険な場合の警告、通報措置
高圧ガス施設	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険な場合の警告、通報措置
放射性物質保有施設	○ 施設等の安全確認 ○ 危険な場合の警告、通報措置

2 消防本部の応急対応

消防本部は、平常時から各種危険物施設等に対し防災対策を図るため連絡体制を講ずるとともに、別に定める地域消防計画による応急対応を行う。

第7節 水害等の警戒・拡大防止

区 分	項 目	担 当
水害、 高潮災害、 土砂災害	第1 水防体制の確立	関係各部、消防本部、消防団
	第2 水防活動の実施	関係各部、消防本部、消防団

第1 水防体制の確立

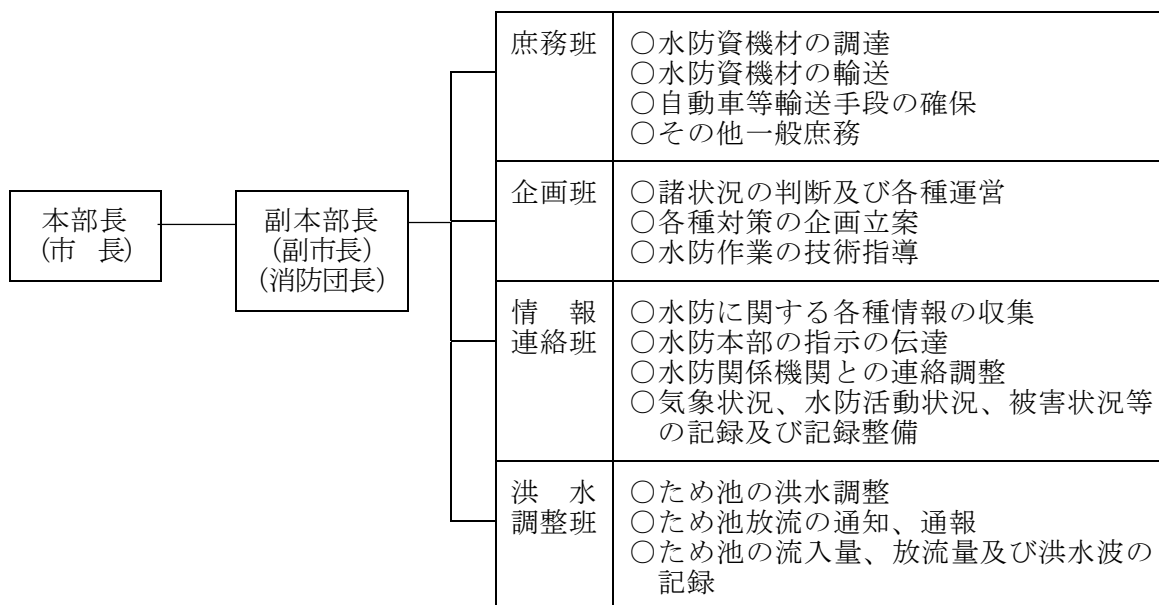
1 水防活動の実施者

本市の水防活動は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき県知事から指定された指定水防管理団体である市が行う。市は水防組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、市域の水防対策を実施する。住民は、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想されるときは水防活動に協力する。

なお、消防本部の水防活動は、消防本部が別に定める地域消防計画によるものとする。

2 水防組織

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去するまでの間、水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。



3 配備体制

水防管理者（市長）は、気象状況等を判断し、必要に応じて配備体制をしき、要員を配備する。担当要員は、水防本部の配備指令を受けたとき、直ちに水防本部に参集し、水防活動を行う。

配備体制	配備要員	配 備 基 準
第1配備	○ 第1配備要員 （防災担当職員）	○ 気象業務法に基づく注意報が発表され、暴風、降雨、河川、海面の水位の状況により警戒が必要になったとき ○ 市内の潮位がTP2.5m以上になると予想されるとき
第2配備	○ 第2配備要員 ○ 消防団待機	○ 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき ○ 市内の潮位がTP3.0m以上になると予想されるとき
第3配備	○ 第3配備要員 ○ 消防団出動準備	○ 台風の進路等により警戒体制が必要になったとき ○ 長雨が続き警戒体制が必要になったとき ○ 市内の潮位がTP3.5m以上になると予想されるとき ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき
第4配備	○ 第4配備要員 （職員の約1/2） ○ 消防団出動	○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき
第5配備	○ 第5配備要員 （全職員） ○ 消防団出動	○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき

注）TP（Tokyo Peil）とは、東京湾平均海面のこと。

第2 水防活動の実施

1 活動内容

市長は、次のような水防活動を実施する。

- 警戒活動（水防箇所等の警戒、水位の監視）
- 決壊等防止作業
- 応援要請
- 立ち退きの指示
- 決壊等の通報、応急措置
- 救助活動等
- 水防活動報告

2 警戒活動

市民対策部、土木対策部、経済対策部等は、台風、降雨その他により必要があると認めるとき、消防本部、消防団、警察署等と連携し、河川、海岸部、がけ地等に対する巡視等を行い、河川の洪水氾濫、高潮、土砂災害等の警戒に努める。

消防分団は、担当地区を巡視し、水防箇所等の警戒や水位の監視を行う。

溢水、漏水、決壊等のおそれがあるときは、直ちに消防分団長を通じて市長に報告し、必要な応急措置を行う。

3 決壊等防止作業

市長は、水防作業を指示し、状況に応じた適切な工法により堤防の決壊等を未然に防止する。なお、必要と認めるときは、宇城地域振興局に指導職員の派遣を要請する。

4 応援要請

市長は、必要と認めるとき、近隣の水防管理団体又は消防長に対し、応援を要請する。

5 立ち退きの指示

市長は、洪水又は高潮等による危険が著しく切迫していると認めるとき、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。

6 決壊等の通報、応急措置

市長、消防団長、消防長又は消防署長は、堤防、その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき、宇城地域振興局、関連市町、関係機関に通報する。

7 救助活動等

消防本部、消防団は、災害による人的被害が発生したとき、直ちに救助隊を編成し、救助活動を行うとともに、被害の拡大防止のために必要な応急対策活動を行う。

8 水防活動報告

水防管理者は、水防活動終了後、水防活動報告書を宇城地域振興局経由で知事に提出する。

第8節 医療・救護活動

区 分	項 目	担 当
応急医療	第1 医療関係機関への出動要請及び連絡	保健衛生対策部
	第2 救護所の設置	保健衛生対策部
	第3 救護所での医療救護活動	保健衛生対策部、医療救護チーム
	第4 後方医療機関の確保と搬送	保健衛生対策部、消防本部、警察署、自衛隊
	第5 医薬品・資器材の確保	保健衛生対策部
保健医療	第6 被災者の健康管理	保健衛生対策部、保健所
	第7 心のケア対策	保健衛生対策部

第1 医療関係機関への出動要請及び連絡

1 出動要請

保健衛生対策部は、必要に応じ、医療関係者による医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要 請 ・ 出 動
災害により多数の傷病者が発生	○ 医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ○ 災害の状況に応じ県知事に対して必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めたとき	○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ○ 直ちに本部長に通報する。

2 医療救護チームの編成

医療救護チームの編成の目安は、次のとおりである。

班 名	編成機関	1チームの編成人員（目安）	備 考
医療救護チーム	宇土地区医師会	医師1、看護師3、補助員1	必要により運転手1
	下益城郡医師会		

医療救護チームの必要数は、傷病者や避難者の状況を考慮して判断する。

宇土地区医師会及び下益城郡医師会が医療救護チームとしての出動ができない場合は、市は宇城保健所を通じ応援を要請する。

3 医療情報の収集

保健衛生対策部は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等の交通状況
- その他参考となる事項

第2 救護所の設置

保健衛生対策部は、救護所を原則として避難所となる学校等に設置するとともに、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療所にも設置する。また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

※資料編参照 【救護所開設状況報告】

第3 救護所での医療救護活動

医療救護チームは、救護所で次のとおり医療救護活動を実施する。また、状況によっては、重傷病者等を病院又は診療所に搬送し、治療を実施する。

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージタグの活用）
- 中等傷者以上に対する応急措置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産

注）トリアージタグ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。また、震災等の場合、クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は、一見して重傷にみえないので注意が必要である。

保健衛生対策部は、死者、負傷者の状況を整理し、市民対策部に報告する。

なお、災害救助法による医療活動は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

保健衛生対策部は、病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する後方医療機関を確保する。

※資料編参照 【災害拠点病院一覧】

2 後方医療機関への搬送

救護所での診断により後方医療機関への収容が必要とされる重傷病者は、適切な手段により搬送を行う。

搬送者（協力者）	主な搬送手段
消防本部	救急車
保健衛生対策部、警察署、ボランティア	市所有の緊急車両、その他の協力団体の車両
県、自衛隊	ヘリコプター

第5 医薬品・資器材の確保

1 医薬品、資器材の確保

市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品、資器材は、原則として市が調達する。保健衛生対策部は、次のとおり医薬品、資器材を確保する。

- 医薬品販売業者から調達する。
- 入手が困難なとき、県を通じて医薬品業者、他の医療機関等に要請する。
- 不足するときは、医療救護チームが携行したものを使用する。この場合、費用は、市が実費弁償する。

2 輸血用血液の確保

保健衛生対策部は、輸血用血液が必要なとき、日赤県支部に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

第6 被災者の健康管理

保健衛生対策部は、保健所等と連携し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において保健活動を行う。

1 被災者の健康管理

医師会、保健所等と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

2 被災者に対する衛生指導

被災者に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

3 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

4 食品の衛生管理

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

5 災害対策従事者の健康管理

災害対策従事者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

市職員及びその他自治体の応援による災害対策従事者の健康状態の把握等は、総務対策部で行うものとする。

6 感染症対策

感染症対策として、次の措置を行う。

- 被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見、必要に応じた隔離
- 手指の消毒等必要な指導及び消毒薬等の配布
- 広報の依頼

第7 心のケア対策

保健衛生対策部は、大規模な災害が発生したとき、精神科医、保健師、児童相談所職員等の協力により、災害に関わった人たちの心的外傷への対策を行う。

対象者例	○ 被災者（特に避難所生活者、子供等） ○ 精神科治療中の患者、治療歴のある患者 ○ 復旧活動の従事者、ボランティア
対策の方法	○ 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 ○ 相談窓口で心のケアについて対応 ○ 心的外傷に関する広報活動の実施 ○ 専門ボランティアの受け入れ

第9節 交通対策・緊急輸送

区 分	項 目	担 当
交通対策	第1 交通規制の内容	—
	第2 交通情報の収集と道路規制	土木対策部
	第3 緊急輸送道路の確保	土木対策部
	第4 緊急通行車両の事前届出	総務対策部
輸送対策	第5 車両等の確保、配車	総務対策部
	第6 緊急輸送	市長政策対策部、社会福祉協議会

第1 交通規制の内容

1 関係機関等の交通規制

関係機関等は、災害時において交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通規制を実施する。

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。（警察署長への委任）	道路交通法第5条又は第114条の3
現場警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合において、交通の円滑を図るためやむをえないと認めるとき、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。（道路管監理員含む ※同法71条第4項） 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者に対して移動等を命令し、運転者の不在時等は道路管理者自ら車両の移動を行うものとする。また、公安委員会は、道路管理者に対して車両の移動等を要請するものとする。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6

第2 交通情報の収集と道路規制

1 情報収集

土木対策部は、警察署や各道路管理者から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各部に伝達する。

2 市道の交通規制

土木対策部は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署に連絡した後、消防団と協力して行う。

第3 緊急輸送道路の確保

土木対策部は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携を図り、次のように緊急輸送道路を確保する。

- 道路の被害状況の調査
- 緊急輸送道路の決定
- 道路管理者への復旧、交通規制の要請及び通報
- 警察への交通規制の要請及び通報

1 県が指定している緊急輸送道路

県が緊急輸送道路として指定している、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施するうえで重要な道路を活用し、緊急輸送を円滑かつ確実に実施する。

2 市の指定する緊急輸送道路

市は、庁舎や避難所等の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、県が指定している緊急輸送道路を補完する。

※資料編参照 【緊急輸送道路一覧】

第4 緊急通行車両の事前届出

1 緊急通行車両の申請

災害対策基本法第76条に基づいて通行の規制又は制限を行った場合において、災害対策活動に従事する車両が当該規制区間を通行しようとするときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務対策部は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

事前届出を申請している車両については、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

3 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

※資料編参照 【緊急通行車両確認証明書】

第5 車両等の確保、配車

1 車両、燃料の調達

総務対策部は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。

区 分	内 容
市有車両の把握	調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	市有車両で対応が困難なとき、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	各部の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

2 配車

総務対策部は、次のとおり配車を行う。

- 各部の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として各部の要員をあてる。

第6 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- 医療救護を必要とする人（傷病者等）
- 災害対策要員
- 食料、飲料水、生活物資等の救援物資
- 応急復旧用資機材
- 避難を要する災害弱者

2 物資等の緊急輸送

市長政策対策部は、社会福祉協議会と連携し、市有車両の使用や輸送業者の協力をえて、緊急輸送を行う。

3 その他の輸送手段

陸上輸送以外の手段については、必要に応じて次のとおり応援要請する。

- 鉄道輸送が適切と判断されるとき、J R九州に要請する。
- 海上輸送は、主に熊本海上保安部所属船舶の優先出動により行うが、必要に応じて第十管区本部長へ船舶派遣を要請する。
- 航空輸送が適切と判断されるとき、自衛隊等のヘリコプターを要請する。この場合、総務対策部は、自衛隊と連携して臨時ヘリポートを開設する。

※資料編参照 【臨時ヘリポート一覧】

第10節 避難対策

区 分	項 目	担 当
避難活動	第1 警戒区域の設定	市民対策部、消防本部、警察署、自衛隊
	第2 高齢者等避難	市民対策部、警察署、自衛隊等
	第3 避難指示	市民対策部、警察署、自衛隊等
	第4 緊急安全確保	市民対策部、警察署、自衛隊等
	第5 避難行動	住民、関係各部
	第6 避難誘導	総務対策部、市民対策部、消防本部、消防団、警察署
避難所の開設	第7 避難所の開設	福祉対策部、教育対策部、関係各部
避難所の運営	第8 避難所の運営	福祉対策部、教育対策部、関係各部
	第9 避難者への配慮	総務対策部、福祉対策部、教育対策部、関係各部

第1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、住民の生命を守るために特に必要があると認めるとき、次の者は、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し、住民の退去を命ずることができる。

発 令 者	設 定 の 要 件	根 拠 法 令
本 部 長 (市 長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 又 は 海上保安官	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、もしくは市長から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項 警察官職務執行法第4条1項 同法第6条第1項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法第63条第3項

消 防 長 又 は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法第23条の2
消防吏員 又 は 消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設定したとき	消防法第28条第1項

なお、警戒区域を設定するとき、次の事項に留意する。

- 時機を失することのないよう、迅速に実施する。
- 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないようにする。
- 対象区域内の住民に設置理由を周知する。（解除時も同様）
- 区域は、道路、河川、町名等で設定する。
- 警戒区域はなわばり等により標示し、必要に応じて警戒員を配置する。

第2 高齢者等避難【警戒レベル3】

市民対策部は、次のような気象情報等の発表により事前避難の必要を認めたとき、住民に対して高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する。また、夜間に避難指示及び緊急安全確保を発令する可能性がある場合については、避難行動を取りやすい時間帯に高齢者等避難（警戒レベル3）を発令する。

(1) 発表基準

① 洪水予報河川

- ・避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予報を基本とする。
- ・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を越えるおそれがあるとされる場合には、高齢者等避難を発令する。

② 水位周知河川

- ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位（レベル2水位）や避難判断水位（レ

ベル3水位)を超えた後、短時間で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予報情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

- ・避難判断水位(レベル3水位)は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。

- ・避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、水防団待機水位(レベル1水位)(又は氾濫注意水位(レベル2水位))を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、高齢者等避難を発令する。

- ・避難判断水位(レベル3水位)、氾濫注意水位(レベル2水位)、水防団待機水位(レベル1水位)のいずれも設定されていない河川については、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

③ その他河川等

- ・その他河川においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、避難判断水位(レベル3水位)への到達情報を判断材料とすることはできないが、洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

④ 高潮

熊本地方气象台より、熊本地方に高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)が確認されたとき

⑤ 土砂災害

大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)が発表されたとき

⑥ 台風

市域が暴風警戒域の予報円内にあるとき

(2) 避難所開設

高齢者等避難を発令したときには、自主的な避難者への避難場所として広域拠点避難所である次の施設を避難所として開設する。

三角防災拠点センター、不知火防災拠点センター、松橋西防災拠点センター、松橋東防災拠点センター、小川防災拠点センター、豊野防災拠点センター

6 高齢者等避難の伝達等

市民対策部は、関係住民に対し、高齢者等避難を下記の伝達方法・伝達事項にて伝達する。

(1) 伝達方法

- ・市防災行政無線及び各放送施設による行政区長、市民への伝達
- ・携帯電話会社のエリアメール及び宇城市情報メールを利用した伝達

- ・宇城市ホームページ、T w i t t e r、L I N E、宇城市防災ポータルサイトを利用しての伝達
- ・消防団による対象地区への伝達
- ・その他広報車、現場による指示等

(2) 伝達事項

- | | | |
|------------|-------------------|--------|
| ○ 避難対象地域 | ○ 避難先 | ○ 避難経路 |
| ○ 避難の発令の理由 | ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等 | |

第3 避難指示【警戒レベル4】

1 避難の指示

立ち退き避難の必要を認めたとき、次の者は、避難指示を発令することができる。本部長（市長）は、的確な情報収集と迅速な情報伝達による避難指示【警戒レベル4】を行い、人的被害を防止する。

なお、避難指示【警戒レベル4】を行う時期については、強風、河川等の増水、要配慮者が避難するために必要な時間等の諸要素を考慮のうえ、発令する。

さらに避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

発令者	指示を行う要件	根拠法令
本部長 （市長）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防災するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
警察官 又は 海上保安官	市長から要求があったとき、又は市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項 同法第6条第1項
警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号） 第4条第1項 同法第6条第1項
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条 第1項
知事、知事の命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 （昭和33年法律第30号） 第25条
洪水等は水防管理者を含む	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条

2 河川の洪水氾濫の避難指示

市民対策部は、次のようなとき、必要に応じて関係住民に対し、避難指示を行う。

(1) 洪水予報河川

- ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。

- ・ ただし、前述のとおり洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難指示の判断材料とする。この判断基準例は、当該河川の指定河川洪水予報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【洪水】）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。

- ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予報により堤防天端高（又は背後地盤高）を越えるおそれがあるとされた場合には、避難指示を発令する。ある地点において堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることとなる水位を水位観測所地点に観測した換算水位について、あらかじめ河川管理者から情報提供を受けておく必要がある。

(2) 水位周知河川

- ・ 水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに避難指示を発令する場合が多い。

- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。この判断基準例は、当該河川の水位到達情報において氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【洪水】）が発表される条件を、発令対象区域を受け持つ水位観測所にあてはめたものである。

- ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位（レベル3水位））を越え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難指示を発令する。

(3) その他の河川

- ・ その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、氾濫危険水位（レベル4水位）や避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、避難指示の発令の参考とすることも考えられる。

3 高潮の避難指示

(1) 避難指示の基準

市民対策部は、次の条件をすべて満たすとき、関係住民に対し、避難指示【警戒レベル4】等を行う。

- 熊本地方気象台より、熊本地方に高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表されたとき
- 市域が台風の暴風警戒域の予報円内にあるとき
- 台風の接近時間帯（おおむね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮もしくはその前後の時間帯に重なるとき

(2) 避難指示【警戒レベル4】の対象地域

- 標高が6m未満で、海岸あるいは高潮がさかのぼる河川からの距離がおおむね500mまでの区域

4 土砂災害の避難指示

(1) 避難指示の基準

市民対策部は、次のようなとき、必要に応じて関係住民に対し、避難指示等を行う。

- 24時間の累加雨量が200mmを超えるとき
- 時間雨量30mm程度を超える雨が連続して降ったとき
- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき
- がけ地等において次のような土砂災害の前兆現象が確認されたとき
 - ・ 小石がばらばらと落ちる
 - ・ 地面にひび割れができる
 - ・ 斜面から濁った水が流れ出る
 - ・ 地鳴りがする

(2) 避難指示の対象地域

- 急傾斜地崩壊危険箇所等

5 その他の避難指示

市民対策部は、その他周囲の状況から、災害による人的被害の発生が生じるおそれがあるとき、必要に応じて関係住民に対し、避難指示等を行う。

6 避難指示の伝達等

市民対策部は、関係住民に対し、高齢者等避難の伝達方法と同様に避難指示を伝達する。

第4 緊急安全確保【警戒レベル5】

1 緊急安全確保【警戒レベル5】

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要を認めたとき、次の者は、緊急安全確保を発令する。

発令者	指示を行う要件	根拠法令
本部長 (市長)	災害が発生している場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防災するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項

(1) 洪水予報河川

- ・氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害の発生を伝え、緊急安全確保を指示する。
- ・大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）を基に避難指示等を発令する必要がある。
- ・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておく。

(2) 水位周知河川

- ・水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害の発生を伝え、緊急安全確保を指示する。

(3) その他の河川

- ・水防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに災害の発生を伝え、緊急安全確保を指示する。

(4) 土砂災害

- ・土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害の発生を伝え、緊急安全確保を指示する。
- ・大雨特別警報（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表されたとき

(5) 高潮

- ・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、直ちに災害の発生を伝え、緊急安全確保を指示する。

第5 避難行動

1 避難の目的

「避難行動」は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

住民、施設管理者等は、平時からどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては次の事項をできる限り事前に明確にしておく。

- 災害種別毎に、どこにどのような危険性があるのか。
- それぞれの危険性に対して、どのような避難行動をとればよいか。
- どのタイミングで避難行動をとることが望ましいか。

2 避難行動

避難指示等における避難行動については、命を守るためにとる、次のすべての行動を避難行動とする。

- 指定緊急避難所及び指定避難所への立ち退き避難
- 近隣の安全な場所への立ち退き避難
- 屋内安全確保（その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動）

また、避難指示等により立ち退き避難が必要な住民等に求める行動は次のとおりである。

高齢者等避難	・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について検討する。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難指示	・ まだ立ち退き避難が済んでいない者が立ち退き避難する。 ・ 立ち退き避難が危険な状況で屋内に残っている場合は屋内安全確保をする。

立ち退き避難については、自動車を利用すると渋滞や交通事故、水没による事故が発生する恐れが高い為、原則徒歩とする。しかし、災害の時間的切迫性（リードタイム）に余裕がある場合の避難や要配慮者の避難等でやむを得ず自動車を使用する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

3 避難者の携帯品

避難者の携帯品は、次を目安とする。

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具

第6 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

総務対策部、市民対策部は、消防本部、消防団、警察署等と連携し、次のように避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあたっては、誘導従事者は、従事者自身の安全確保を最優先とし、十分注意して誘導にあたるものとする。

- 総務対策部、市民対策部は、避難に関して関係機関との連絡調整を行うとともに、行政区長等とも連絡をとり、協力を求める。
- 消防団は、必要に応じて消防団OB会、自主防災組織、行政区長、市職員等の協力をえて、避難者を危険地域から避難所等の安全な地域へ避難誘導する。
- 学校、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。

2 避難の誘導方法

避難誘導においては、次の点に留意する。

- 避難の誘導は、病人、高齢者、乳幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な人を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認したうえで避難させる。

第7 避難所の開設

1 避難所の開設

避難所の開設は、原則的に本部長の指示により、避難所派遣職員が施設管理者及び災害待機職員の協力をえて実施する。緊急に避難所を開設する必要があるとき、施設管理者、勤務職員が実施する。

開設の際は、施設の安全性を確保したうえで、あらかじめ指定していた施設を避難所として開設するものとする。また、災害の規模や感染症への対策など必要に応じてあらかじめ指定されていない施設も、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設することができる。

学校における避難所については、原則体育館等の体育施設とするが、大規模災害等で避難者を収容できない場合、臨時休業期間に限り、学校長の許可を得たうえで校舎を解放し避難所として使用することができる。

なお、災害救助法による避難所の供与は、熊本県地域防災計画に示された救助の種類および実施方法に基づくものとする。

※資料編参照 【避難所一覧】

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

2 避難所の種別

住民が災害の危険から逃れるための避難場所と被災者が避難生活を送るための避難所を次のとおり区分する。

指定緊急避難場所・・・災害の危険から一時的に逃れるための避難場所

指定避難所・・・・・・被災者が避難生活を送るための避難所

中長期避難が想定される場合に限り、避難生活を考慮し、「熊本県立豊野少年自然の家」「三角防災拠点センター」「不知火防災拠点センター」「松橋西防災拠点センター」「松橋東防災拠点センター」「小川防災拠点センター」「豊野防災拠点センター」を指定避難所として利用するものとする。利用の期間については、概ね1か月とする。

3 自主避難への対応

住民が自主避難するときは、避難所等の施設の提供を行う。

4 開設の手順

避難所開設は、次の手順で行う。

- 電話等により避難所開設を施設の管理者（学校長等）に要請する。
また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。
- すでに避難者があるとき、とりあえず広いスペースに誘導する。
- 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- 避難者収容スペースの決定・誘導

5 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げ、避難所派遣職員（運営責任者）の所在を明らかにする。

なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

6 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したとき、福祉対策部を通じて市民対策部に報告を行う。市民対策部は、県に対し、次の報告を行う。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間

7 避難所の閉鎖

本部長は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び閉鎖を行う。

8 避難所開設のマニュアル

その他避難所開設の詳細については、「避難所開設・運営マニュアル」に定めるものとする。

第8 避難所の運営

1 運営の担当者

避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。

その後、避難所生活が3日以上継続されることが明確となったときは、避難所の運営は、ボランティア、自主防災組織の協力をえて、避難者自身による自主運営の形態（避難所運営委員会等）で行う。

それに伴い、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、女性や乳幼児・高齢者などの避難生活を考慮するため、委員には女性を含め、男女共同参画の視点で運営する。

2 運営事項

避難所の運営事項は、次のとおりである。

- 避難者カード・名簿の作成
- 居住区域の割り振りと班長の選出
- 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- 運営記録の作成
- 生活ルールの作成

3 避難者カード・名簿の作成

避難所運営担当者は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管する。その際、DV・虐待の被害者の情報取扱いについては、十分に配慮する。

※資料編参照 【避難者カード】

※資料編参照 【避難者名簿】

4 居住区域の割り振りと班長の選出

(1) 居住区域の割り振り

避難所運営担当者は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

障がい者、乳幼児連れ、女性のための世帯等は別に区域を設定する。

(2) 班長の選出と役割

避難所運営担当者は、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を依頼する。

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

5 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

避難所運営担当者は、食料、飲料水、生活必需品等の必要量を市長政策対策部に請求する。物資等を受け取ったとき、物品の受払簿に記入し、各居住区の班長と協力し、避難者に分配する。

※資料編参照 【物品の受払簿（避難所用）】

6 運営状況の報告及び運営記録の作成

避難所運営担当者は、避難所の運営について記録を作成し、福祉対策部へ報告する。

- 避難所の運営状況は、1日1回報告する。
- 傷病人の発生等、特別の事情のあるとき、必要に応じて報告する。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編参照 【避難所運営記録】

7 避難所運営のマニュアル

その他避難所運営の詳細については、「避難所開設・運営マニュアル」に定めるものとする。

第9 避難者への配慮

1 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。なお、障がい者、高齢者、外国人等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

- 災害広報紙の配布
- 避難所広報板の設置
- 避難所運営組織による口頭伝達

2 避難長期化等への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達 ○ 報道機関等の取材、立入りの制限 ○ 防犯及び避難者の精神安定に配慮 ○ 衛生管理（医療、風呂、トイレ、清掃、ごみ等）
要配慮者対策	○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

3 被災者の移送、受け入れ

本部長は、被災者の移送、受け入れに関して、次のとおり行う。

移送・受け入れ	状 況	対 処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容しきれないとき	県知事に対して、他市町村への移送を要請する。
他地区からの被災者の受け入れ協力	県知事より他地区からの被災者を受け入れるための避難所開設の指示を受けたとき	本部会議等で検討のうえ、関係各部に対応を指示する。

4 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

市は、自治会、自主防災組織、消防団やボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布に努めるとともに、インターネットやSNS、ラジオ等の様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

更に、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努め

るものとする。

加えて、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第11節 要配慮者への対応

区 分	項 目	担 当
要 配 慮 者 へ の 対 応	第 1 避難行動要支援者名簿の作成	福祉対策部
	第 2 要配慮者の安全確保と安否確認	福祉対策部
	第 3 避難所への応急支援	福祉対策部
	第 4 福祉避難所等の確保と移送	福祉対策部
	第 5 各種支援措置	福祉対策部
	第 6 福祉仮設住宅の供給	土木対策部
	第 7 福祉仮設住宅での支援措置	福祉対策部

第 1 避難行動要支援者名簿の作成

福祉対策部は、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

（１）避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定（要支援１～要介護５）を受けている人 ②身体障がい者手帳１・２級の第１種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみの該当者を除く） ③療育手帳Ａを所持する知的障がい者 ④精神障がい者保健福祉手帳１・２級所持者 ⑤市の生活支援を受けている難病患者 ⑥上記以外で市長が支援の必要性を認めた者

（２）避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、記録するものとする。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（３）避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ①消防機関 ②警察機関 ③民生委員・児童委員 ④社会福祉協議会 ⑤自主防災組織 ⑥嘱託会 ⑦その他避難行動支援者と関わる者等

（４）名簿に記載する個人情報の入手及び更新

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約し、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

（５）名簿提供における情報の管理

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り提供する。
- ②災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ③避難行動要支援者名簿は、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ④避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

（６）避難体制の確立

- ①市は、要配慮者（要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するとともに、円滑な避難のための個別避難計画の作成に努める。
- ②市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮する。
- ③市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第2 要配慮者の安全確保と安否確認

1 安全確保

福祉対策部は、災害初期の緊急措置として、行政区長、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

福祉対策部は、行政区長、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力をえて、要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成し、実施する。

- 行政区長の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 各障がい者等支援組織の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健所その他関係機関の調査に基づく報告

第3 避難所への応急支援

1 支援内容の把握

福祉対策部は、各避難所の要配慮者に対し、避難所担当部を通じて次の内容を把握し、必要

な措置を講ずる。

- 必要となる介護・介助要員の種別、人数
- 車椅子・つえ等介助用具の種別、数量

2 応急ケアサービス

福祉対策部は、要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスの実施に努める。

- 健康診断や各種相談業務
- ボランティア等による介護
- 避難スペースの優先的割当て
- 聴覚障がい者向け掲示板等の設置
- 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備

第4 福祉避難所等の確保と移送

1 福祉避難所等の確保

福祉対策部は、避難所からの要配慮者支援要請に対し、必要と認めるとき、要配慮者専用の福祉避難所、病院等を確保する。

- 市内養護施設・医院等への特別受け入れ要請
- 他市町村の老人保健施設等への特別受け入れの要請
- 県、日赤、医師会等への市外施設への特別受け入れのあっせん要請

なお、災害救助法による福祉避難所の設置は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【避難所一覧】

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

2 福祉避難所等への移送

福祉対策部は、福祉避難所や病院等が確保されたとき、関係機関に要請し、速やかに要配慮者を移送する。

- 福祉対策部による移送措置
- ボランティアへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等の協力による移送措置
- 避難所入所者の協力による移送措置
- バス会社、医師会、養護施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

第5 各種支援措置

1 巡回ケアサービス

福祉対策部は、関係機関と協力し、避難所や在宅等の要配慮者に対し、次のような巡回ケアサービスを行う。

- 医療救護チームによる健康診断・健康相談
- ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施

2 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

福祉対策部は、関係団体・専門ボランティア等の協力をえて、次のような要配慮者向けの広報活動、相談業務を行う。

- 音声情報に偏らない聴覚障がい者向け伝達手段（文字情報）の併用
- 被災者相談窓口の開設
- 年金・手当等受給に必要な証書類を紛失したときの再発行手続の簡略化
- 周囲の住民の理解をえるための配慮

第6 福祉仮設住宅の供給

土木対策部は、必要に応じ、要配慮者向け福祉仮設住宅を建設、供給する。
建設、供給においては、次の点に留意する。

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

なお、災害救助法による福祉仮設住宅の設置は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第7 福祉仮設住宅での支援措置

福祉対策部は、関係機関や関係団体等の協力をえて、福祉仮設住宅において、次のような支援措置を行う。

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康相談、こころのケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	市長政策対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、市長政策対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	市長政策対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	市長政策対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	市長政策対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	市長政策対策部、社会福祉協議会

第1 需要調査と給水計画

1 給水需要の調査

土木対策部は、災害が発生し給水機能が停止すると判断されるとき、応急給水の需要を把握する。

- 給水機能の停止区域、世帯、人口
- 給水機能の停止期間（復旧の見込み）

2 応急給水の目標水量

1人1日あたりの目標水量は、次のとおりであるが、被災状況や復旧状況に応じて適宜増加する。

- 飲料水の確保が困難なとき：3ℓ（飲料水）
- 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき：14ℓ（飲料水＋雑用水）

3 資器材・人員の確保

土木対策部は、保有する車両及び資器材を用いて給水計画を立案する。また、必要に応じてポリタンク、バケツ、給水袋などの資器材を、小売業者等から調達する。

4 優先給水箇所

次の箇所を優先的に給水する。

☐ 救護所 ☐ 病 院 ☐ 避難所

※避難所については、市の指定する福祉避難所として協定を締結している社会福祉施設を含む

5 応援要請

土木対策部は、市単独で飲料水等の確保、給水活動が困難と判断するとき、近隣市町村、県に応援を要請する。

第2 給水活動の実施

1 給水所の設置

土木対策部は、原則として給水所の設置による拠点給水方式で被災者への給水を行う。給水所の設置場所は避難所とするが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所には、看板等を掲示する。

2 給水の方法

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力をえて、水源地からトラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるとき、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力をえて、住民が自ら持参した容器により行う。不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

(4) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管や貯水槽の設置を行う。

3 周知・広報

土木対策部は、市長政策対策部と連携し、給水所を設置したとき、給水に関する広報を行う。

☐ 給水所の場所 ☐ 給水する日時 ☐ 給水方法
--

第3 食料、生活物資の需要把握

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

- 災害救助法適用時や避難指示発令後における24時間の経過状況に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 食料の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料をえる手段のない者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

2 生活物資供給の対象者

生活物資供給の対象者は、次のとおりである。

- 災害救助法適用時や避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

3 需要の把握方法

市長政策対策部は、食料、生活物資の需要について、各部等からの情報を通じて把握する。

- 避難所の必要数は、避難所運営担当部署が把握する。
- 住宅残留者は、行政区長・自主防災組織・消防団等の協力をえて把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務対策部を通じて把握する。

第4 食料の確保

1 供給する食料

食料は、米飯の炊き出し又は弁当・パン等を供給する。

乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食を供給する。

飲料水（ペットボトル）を供給する。

市民対策部は、当面の備蓄品として、主食22,000食を確保する。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

また、各家庭での備蓄食糧3日分（推奨1週間分）を含む避難用具の整備を推進する。

2 業者からの調達

市長政策対策部は、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

3 国の米穀等の調達

災害救助法が適用され米穀、乾パンが必要なときは、県知事に要請し、調達する。

第5 食料の供給

1 食料の輸送

市長政策対策部は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、市有車両又は輸送業者に要請して輸送する。

2 食料の分配

食料は、原則として避難所で供給し、分配にあたっては、次の点に留意する。

- 避難者（班長）、ボランティア等の協力をえて配布する。
- 高齢者、乳児、食事管理を要する者など弱者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。
- 食中毒が発生しないよう衛生管理に注意する。

また、状況により各戸分配が必要と認めるときは、本部長の指示により、自主防災組織等の協力をえて、実施する。

第6 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

福祉対策部、教育対策部は、社会福祉協議会と連携し、必要に応じて炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

- 炊き出し場所は、状況に応じて学校の調理室、給食センター、公民館等を使用する。
- 炊き出しの際は、自衛隊、住民組織、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出しに必要な調理器具、燃料、食材を確保する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

なお、災害救助法による炊き出しその他による食料の供給は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第7 生活物資の確保

1 業者からの調達

市長政策対策部は、社会福祉協議会と連携し、近隣のスーパー、卸売業者・小売業者等から生活物資を調達する。

2 品目

生活物資の調達品目の目安は、次のとおりである。

○ 寝 具	…………	就寝に必要な最小限度の毛布等
○ 衣 類	…………	上着、下着、防寒着等
○ 身回り品	…………	タオル、運動靴、傘等
○ 炊事用具	…………	鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
○ 日 用 品	…………	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
○ 光熱材料	…………	マッチ、ロウソク、灯油等

第8 生活物資の供給

1 生活物資の輸送

市長政策対策部、社会福祉協議会は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、市有車両又は輸送業者に要請して輸送する。

2 生活物資の保管

調達した生活物資の保管が必要なときは、原則として物資集配拠点で保管する。

3 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給し、分配にあたっては次の点に留意する。

- 避難者（班長）、ボランティア等の協力をえて配布する。
- 高齢者、乳児など弱者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。

また、状況により各戸分配が必要と認めるときは、本部長の指示により、自主防災組織等の協力をえて、実施する。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類及び実施方法】

第9 物資の受け入れ

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

市長政策対策部は、社会福祉協議会と連携し、物資集配拠点でボランティア等の協力をえて、物資の保管、仕分け、在庫管理を行う。

2 救援物資の配布方法

救援物資の配布方法は、本部会議で協議のうえ決定する。

特に食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

第13節 住宅対策

区 分	項 目	担 当
応 急 仮 設 住 宅 の 建 設 等	第 1 応急仮設住宅の需要把握	福祉対策部
	第 2 応急仮設住宅の用地確保	土木対策部
	第 3 応急仮設住宅の建設等	土木対策部、福祉対策部
	第 4 応急仮設住宅の入居者選定	福祉対策部
被 災 住 宅 の 応 急 修 理	第 5 被災住宅の応急修理	土木対策部

第 1 応急仮設住宅の需要把握

1 需要の把握

福祉対策部は、応急仮設住宅の入居希望者を、次のとおり把握する。

- 入居の資格基準及び該当者を広報で周知する。
- その後、希望者を支所の相談窓口や避難所で受け付ける。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力で住家を得ることのできない者

※自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のものも確保できない者である。従って相当額の預貯金または不動産がある者、あるいは親戚知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とはならない。

第 2 応急仮設住宅の用地確保

土木対策部は、次の条件を考慮し、応急仮設住宅の用地を確保する。

- 浸水、がけ崩れ等の危険がない安全な場所である。
- 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好な場所である。
- 児童、生徒の通学やその他生活の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にある。
- 付近に消防用水利がある。
- 公有地である。

※資料編参照 【応急仮設住宅候補地一覧】

第3 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅の建設

土木対策部は、建設業者等の協力をえて、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を実施する。

なお、災害救助法による応急仮設住宅の供与は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

2 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたとき、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

3 集会所の設置

災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の同一敷地内又は近接に、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

4 公営住宅の確保・供給

土木対策部は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅の空き家を確保し、必要に応じて供給する。

5 民間賃貸住宅借上げ制度

福祉対策部は、必要と認めるとき、要件を満たす被災者に対して、民間賃貸住宅を借り上げ、その家賃、その他認められる経費についての補助を行う。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居者の選定

福祉対策部は、入居希望者の状況を調査し、入居者の選定方法（基準等）に関し、本部会議にその決定を諮る。なお、要配慮者が福祉仮設住宅等に優先的に入居できるよう配慮する。

2 応急仮設住宅の管理

福祉対策部は、土木対策部が行う施設管理の協力をえて、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の入居者等の管理を行う。

第5 被災住宅の応急修理

本部長が必要と認めるとき、土木対策部は居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第14節 し尿・清掃・がれき対策

区 分	項 目	担 当
防疫対策	第1 被災地での防疫活動	保健衛生対策部、保健所
し尿対策	第2 仮設トイレの設置 第3 し尿の処理	保健衛生対策部 保健衛生対策部、宇城広域連合
清掃対策	第4 生活ごみの処理	保健衛生対策部、宇城広域連合
がれき対策	第5 がれきの処理	保健衛生対策部
障害物の除去	第6 各種障害物の除去	市民対策部、土木対策部、経済対策部
動物対策	第7 動物の処理、保護、収容	保健衛生対策部、経済対策部

第1 被災地での防疫活動

1 防疫活動

保健衛生対策部は、保健所の指示又は命令により、清潔方法・消毒方法の施行やねずみ属昆虫等の駆除等の県地域防災計画に定める防疫活動を行う。

2 防疫

保健衛生対策部は、保健所、医師会の協力を得て、防疫を行う。なお、作業については、専門業者等へ委託する。

3 防疫用薬剤・資器材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資器材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

4 作業の実施

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなど、状況に応じて行政区長や住民の協力をえて、防疫活動を実施する。

第2 仮設トイレの設置

保健衛生対策部は、大規模な災害が発生したとき、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、宇城市環境衛生組合との協定により組合加盟業者が設置する。なお、調達ができない場合は、県に要請する。

- 【設置場所】
- トイレの使用不能な避難所
 - 集会場の広場等

避難所における仮設トイレの必要数・管理・運営については、避難所運営マニュアルに基づき対応する。その他の場所に仮設トイレの設置が必要な場合は、施設管理者の要望を受け必要に応じて保健衛生対策部が設置し、管理・運営は施設管理者にて行うものとする。

第3 し尿の処理

保健衛生対策部は、宇城広域連合と協力して収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、宇城市環境衛生組合との協定に基づき、組合加盟業者が収集、運搬を行い、処理施設において処理する。収集・処理が困難なときは、近隣市町村へ応援要請を行う。

名 称	所 在 地	処理能力
宇城広域連合環境再生センターKIREKA	宇土市松原町386番地	98kl／日

第4 生活ごみの処理

保健衛生対策部は、宇城広域連合と協力して収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみステーションに排出された可燃ごみ及び分別収集での資源ごみについては、受託業者が通常どおり収集・運搬を行うこととし、焼却処分及び再資源化等を行う。

避難所及び仮置場等に排出されたごみについては、宇城市一般廃棄物委託処理業組合との協定に基づき、組合加盟業者が収集・運搬を行う。

なお、それでも収集・運搬が困難な場合は、県を通じて熊本県産業資源循環協会へ支援要請を行う。

収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける
- 生ごみ等腐食しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

名 称	所 在 地	処理能力
宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾1775-3	86t／日

第5 がれきの処理

1 がれき処理の対象

保健衛生対策部は必要に応じてがれき仮置場を設置する。損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

※資料編参照 【がれき仮置場候補地一覧】

2 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、県を通じて熊本県産業資源循環協会への支援要請や他市町村へ広域処理の要請を行う。

3 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、原則再資源化を図るがそれによりがたい場合は、焼却処分とする。
- コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し、処理する。
- 適当な分別により可能な限りリサイクルに努める。
- 施設の処理能力を超えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

第6 各種障害物の除去

1 住家に係る障害物の除去

市民対策部は、住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、おおむね次のとおりである。

- 当面の日常生活が営みえない状態であること
- 自らの資力では障害物を除去できない者であること
- 住家の半壊又は床上浸水した世帯であること
- 応急対策活動の支障となるもので、緊急を要するもの

なお、災害救助法による障害物の除去は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

2 河川関係の障害物の除去

土木対策部、経済対策部は、河川や排水路等の巡視を行い、河川等の氾濫や護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のために支障をきたす恐れのある障害物を除去する。

なお、市の管理外の河川関係の障害物の除去については、その河川管理者へ報告し連携を図る。

3 道路関係の障害物の除去

土木対策部、経済対策部は、市有道路の巡視を行い、道路通行に支障をきたす障害物を除去する。

また、電力復旧作業等緊急な応急措置が必要で、住民の日常生活に著しい支障をきたす障害物について可能な限り除去する。

なお、市の管理外の道路関係の障害物の除去については、その道路管理者へ報告し連携を図る。

第7 動物の処理、保護、収容

保健衛生対策部、経済対策部は、保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

また、必要に応じて動物収容チームを編成し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。

- 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。
- 所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。
- 危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。

第15節 行方不明者の搜索及び遺体の措置・埋葬

区 分	項 目	担 当
行方不明者の 搜索・処理	第1 行方不明者の搜索	消防本部、消防団
遺体の措 置・安置	第2 遺体の措置・安置	総務対策部、市民対策部、保健衛生対策 部、福祉対策部 医師会
遺体の埋葬	第3 遺体の埋葬	市民対策部、保健衛生対策部

第1 行方不明者の搜索

消防本部、消防団は、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対し、警察署、海上保安部、自衛隊等と協力して搜索を行う。行方不明者を発見したとき、警察署に連絡し、警察官の死体調査を受ける。

なお、災害救助法による死体の搜索は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

第2 遺体の措置・安置

1 遺体の調査

警察署は、警察官が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき遺体の調査を行い、終了後に遺族に引き渡す。身元不明の遺体の場合、死亡報告書、本籍等不明死体調査書及び死体及び所持品引取書（写し）を添えて市に引き渡す。また、身元が明らかであるが引取人がいない遺体については、通知書、死体及び所持品引取書（写し）を添えて市に引き渡す。

2 遺体の措置

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の措置を行う。保健衛生対策部は、医師会に対し、次のような遺体の措置を要請する。

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
- 遺体の一時保存
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

3 納棺用品等の確保

保健衛生対策部は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

4 遺体の安置

保健衛生対策部は、措置を終えた遺体について、次のとおり遺体を安置する。

- 被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、搬送する。
- 適当な施設が確保できないとき、寺院、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- 遺族等の引取人があるとき、遺体処理台帳に記入のうえ遺体を引き渡す。

5 身元の確認

総務対策部、市民対策部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

6 漂着遺体の取り扱い

福祉対策部は、漂着遺体に対し、次のような対応をする。

- 遺体の身元が判明しているとき、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないとき、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

なお、災害救助法による死体の処理は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

※資料編参照 【遺体処理票】

第3 遺体の埋葬

1 埋葬の許可

市民対策部、保健衛生対策部は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

保健衛生対策部は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないとき、次のように遺体の埋葬を行う。

- 遺体は宇城広域連合で火葬する。
- 遺体が多数で宇城広域連合で対応できないとき、近隣の自治体に協力を依頼する。
- 引取人のいない遺骨は遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に埋葬する。
- 外国人の埋葬を行うとき、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

名 称	所 在 地	処理能力	火葬炉数
龍燈苑	宇城市不知火町小曾部1895－1	8体／日	4
寂静の里	下益城郡美里町堅志田366	6体／日	3

なお、災害救助法による埋葬は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

※資料編参照 【遺留品処理票】

第16節 公共施設等の応急対策

区 分	項 目	担 当
水道	第1 水道の応急・復旧対策	土木対策部、簡易水道組合
下水道	第2 下水道の応急・復旧対策	土木対策部
電気・電話	第3 電気・電話の応急・復旧対策	九州電力、九州電力送配電株式会社、NTT西日本
鉄道	第4 鉄道の応急・復旧対策	JR九州
道路・橋りょう	第5 道路・橋りょうの応急・復旧対策	土木対策部、経済対策部、関係機関
河川	第6 河川の応急・復旧対策	土木対策部、経済対策部、関係機関
その他の公共施設	第7 その他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者

第1 水道の応急・復旧対策

土木対策部、簡易水道組合は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したとき、次のような応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害調査

水源地、配水設備、配水管の被害調査を行う。配水管の被害調査は、主要幹線系統、連絡管系統、給水拠点系統の順で行う。

(2) 応急対策活動

応急対策活動は、次のように行う。

- 漏水を確認したとき、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

(1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者の協力をえる。

(2) 災害時の広報

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

(3) 各復旧対策順位

各復旧対策の順位は、次のとおりである。

- 施設は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損の優先を図る。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道の応急・復旧対策

土木対策部は、下水道施設等が被災し機能停止したとき、次のような応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害調査

汚水管渠、汚水処理施設の被害調査を行う。

(2) 応急対策活動

応急対策活動は、次のように行う。

- 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- 停電したとき、終末処理場は、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたとき、土のう等による漏水の阻止を図り破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

(1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえる。

(2) 災害時の広報

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。

第3 電気・電話の応急・復旧対策

1 電気施設

九州電力及び九州電力送配電は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき、防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

九州電力及び九州電力送配電に非常災害対策組織を設置し、応急対策活動にあたる。

また、電力復旧に対しては、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 復旧対策

① 災害時の広報

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。

② 復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- 復旧応援要員の必要の有無
- 復旧作業員の配置状況
- 復旧資材の調達
- 復旧作業の日程及び完了見込み
- 宿泊施設、食糧等の手配
- その他必要な対策

2 電話施設

NTT西日本は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき、防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

NTT西日本に災害対策の組織を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 最小限の通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置
- 臨時回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる回線の復旧にあたる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第4 鉄道の応急・復旧対策

J R九州は、災害が発生したとき、あるいは列車や構造物が被災したとき、防災業務計画により災害対策の組織を設置し応急措置を行う。

- 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生したとき、救護班を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じたとき、バス等による振替輸送等を講ずる。

第5 道路・橋りょうの応急・復旧対策

道路管理者は、災害が発生したとき、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

土木対策部、経済対策部は、市が管理する道路及びその他の道路の応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害状況の調査

災害が発生したとき、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(2) 道路管理者への通報

市が管理する道路以外の道路が損壊等により通行に支障をきたすとき、各道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 交通規制

通行が危険な路線・区間について警察署（公安委員会）に意見聴取を求め、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。ただし、緊急を要するためやむをえないと認められるときは、事後速やかに通知する。

2 復旧対策

(1) 道路の応急復旧

被害を受けた市が管理する道路について、市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難なとき、県知事、自衛隊に対し応援を求める。

なお、応急復旧にあたっては、緊急輸送道路及び避難路を優先する。

(2) 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がないとき、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

第6 河川の応急・復旧対策

河川管理者は、災害が発生したとき、各所管の河川等について被害状況を速やかに把握し、災害の拡大や二次災害を防止するため、応急措置を行う。

土木対策部、経済対策部は、市が管理する河川、水路等の応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害状況の調査

災害が発生したとき、河川等の被害状況、河川や水路の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

(2) 河川管理者への通報

市が管理外の河川が損壊していることを発見したとき、各河川管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 住民の安全確保

施設の被害により、災害の拡大や二次災害等住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

2 復旧対策

(1) 護岸・海岸施設の応急復旧

被害を受けた市が管理する護岸・海岸施設について、市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、応急復旧が困難なとき、県知事、自衛隊に対し応援を求める。

第7 その他の公共施設の応急・復旧対策

本庁舎、支所、公民館等の公共施設、社会福祉施設の管理者は、災害が発生したとき、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

- 避難対策の実施
- 混乱の防止
- 施設入所者の人命救助
- 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置
- 災害対策本部への通報
- 施設の応急復旧活動の実施

1 施設利用者・入所者の安全確保の方針

安全確保の方針は、次のとおりである。

- 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- 避難対策で講じた応急措置のあらましを、災害対策本部へ速やかに報告する。
- 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

2 施設建物の保全の方針

(1) 応急措置

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

- 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。
- 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合、関係機関の応援をえて実施する。

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- ガラス類等の危険物の処理
- 危険箇所への立ち入り禁止の表示

第17節 文教対策

区 分	項 目	担 当
幼稚園、学校の対応	第1 児童、生徒の安全確保と安否確認 第2 避難所への協力支援 第3 応急教育の実施	教育対策部、園長、学校長 学校長 教育対策部、園長、学校長
保育園の対応	第4 園児の安全確保と安否確認 第5 応急保育の実施	福祉対策部、園長 福祉対策部、園長
文化財の保護	第6 文化財の保護	教育対策部

第1 児童、生徒の安全確保と安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、風雨等が強くなるおそれがあるとき、気象情報に注意するとともに、災害が発生したとき、児童、生徒の安全を確保する。

また、事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるとき、消防本部等と連携のうえ、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引き渡し、保護

園長、学校長は、児童、生徒を下校させることが危険なとき、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないとき、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

教育対策部は、災害が発生したとき、園長、学校長を通じて児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、児童、生徒が市外へ疎開したとき、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や児童、生徒への連絡を行う。

第2 避難所への協力支援

1 開設への協力

学校長は、災害により避難者があったとき、又は本部より避難所開設の指示があったとき、教職員等の協力をえて施設を開放し、避難者の収容に努める。その後、直ちに災害対策本部にその旨を連絡する。

2 運営への協力

学校長、教職員は、施設の利用及び避難所運営等について当該校の臨時休業期間中に限り避難所派遣職員等と協議し、積極的に協力する。

ただし、宇城市災害対策本部が設置されている災害（第4配備体制及び第5配備体制）での避難所運営に限る。

第3 応急教育の実施

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、教育対策部と連携を取りつつ、応急教育の場所を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 予 定 場 所
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど事業再開に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育対策部は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるとき、県教育委員会と連携して教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 医師会等専門家と連携し、児童、生徒の心のケア対策を行う。

3 学用品の調達及び給与

教育対策部は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

なお、災害救助法による学用品の給与は、熊本県地域防災計画に示された「救助の種類および実施方法」、「災害救助法等施行事務担当者実務必携」等に基づくものとする。

※資料編参照 【救助の種類および実施方法】

4 その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 施設内の児童、生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等があたる。重傷者があるときは、病院に搬送する。
- 教育対策部は、学校給食の再開計画を策定するものとする。学校施設が臨時休業した場合、学校給食は原則として一時中止とする。また、教育対策部は給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握するものとする。

第4 園児の安全確保と安否確認

1 安全の確保

園長は、風雨等が強くなるおそれがあるとき、気象情報に注意するとともに、災害が発生した場合、園児の安全を確保する。

また、事故等により、保育園にガスの漏出、火災等の危険があるとき、消防本部等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないとき、園児を保育園にて保護する。

3 安否の確認

福祉対策部は、災害が発生したとき、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

第5 応急保育の実施

1 応急保育の実施

園長は、次のとおり応急保育を実施する。

- 保育園の被害状況の把握を行い、既存施設で保育ができないとき、臨時的な場所を確保する。
- 災害により緊急に保育が必要なとき、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

2 その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 施設内の園児の保護は、原則として医師会等に協力を求める。
- 給食については、原則として一時中止する。

第6 文化財の保護

教育対策部は、文化財に関して、次のとおり行う。

所有者又は管理者が市有的时候	文化財の被害状況を調査し、市域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。 必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施する。
所有者又は管理者が市以外有的时候	所有者を通じて被害状況を把握する。 文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者等へ助言及び技術的支援を実施する。

第18節 災害警備活動

区 分	項 目	担 当
災害警備	第1 警備体制の確立	警察署
防 犯 活 動 へ の協力	第2 防犯活動への協力	市民対策部、消防団、防犯協会

第1 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備体制を確立する。

2 警察の役割

警察署は、関係機関と協力し、次の事項について住民等の生命と身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

- 情報の収集及び伝達
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出救護
- 行方不明者の搜索
- 被災地、危険箇所等の警戒
- 住民等に対する避難指示及び誘導
- 不法事案等の予防及び取締（防犯）
- 避難路及び緊急輸送道路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 民心の安定に必要な広報活動
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第2 防犯活動への協力

1 巡回パトロール

消防団は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。関係各部は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

2 防犯活動への協力要請

市民対策部は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力要請を行う。

第19節 海上災害対策

区 分	項 目	担 当
海上災害の 対策	第1 海上災害に対する対応	関係各部、関係機関

第1 海上災害に対する対応

1 海上災害の種類

市が対応する海上災害の種類は、次のとおりである。

- 船舶又は海洋施設等から海上に大量の油等の流出
- 大規模な海上火災
- 大量の放射性物質の放出
- 船舶等の遭難による海難事故

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な部を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集・連絡

市民対策部は、災害が発生したとき、情報の収集・整理を行い、関係機関に連絡する。

4 排出油への対策

市長は、排出油が発生したとき、次の措置を講ずる。

なお、その他の排出油の対応は、熊本県排出油防除協議会が作成する排出油防除計画に基づき実施する。

- 事故原因者及び海上保安部等の要請に基づく排出油の除去措置
- 海岸が汚染され、又はそのおそれがあるときの漂着油の除去措置
- 海岸線の陸上パトロール等の実施と県（地域振興局）への報告

5 応急対策活動

海上災害に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

- 災害広報（沿岸住民に対する災害状況の周知）
- 救助・救急・消防活動
- 医療・救護活動
- 避難対策（沿岸住民に対する避難の勧告・指示）
- 災害警備活動（沿岸地先海面の警戒）

注）各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第20節 大規模事故対策

区 分	項 目	担 当
大規模事故の対策	第1 大規模事故に対する対応	関係各部、関係機関

第1 大規模事故に対する対応

1 大規模事故の種類

市が対応する大規模事故の種類は、次のとおりである。

- 大規模な自動車事故、鉄道事故
- ガス、化学物質の漏えい、大規模なガス爆発
- 土木工事における事故
- 航空機事故

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な部を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集・連絡

市民対策部は、事故が発生したとき、情報の収集・整理を行い、関係機関に連絡する。市及び関係機関で対応できないとき、県等に応援を要請する。

航空機事故が発生したとき、市民対策部、消防本部は、速やかに空港事務所に通報する。また、事故状況や警戒区域などについて、必要に応じて住民に広報する。

4 緊急避難

市長は、ガス・化学物質の漏えいなどで必要と認めたとき、警察署と協力して住民に避難勧告・指示（緊急）を行う。なお、避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

5 応急対策活動

大規模事故に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

- 災害広報
- 応援要請・受け入れ
- 救助・救急・消防活動
- 医療・救護活動
- 交通対策・緊急輸送
- 避難対策
- 生活救援活動
- 遺体の処理・埋葬
- 災害警備活動

注) 各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受け入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 救助・救急・消防活動
- 第7節 二次災害の防止対策
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通対策・緊急輸送
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者への対応
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 し尿・清掃・がれき対策
- 第15節 行方不明者の搜索及び遺体の措置・埋葬
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 文教対策
- 第18節 災害警備活動

第1節 応急活動体制

区 分	項 目	担 当
応急活動体制の確立	第1 職員の動員配備	市民対策部、関係各部
	第2 災害警戒活動	市民対策部、関係各部
	第3 災害警戒本部の設置	市民対策部、関係各部
	第4 災害対策本部の設置	市民対策部、関係各部
	第5 災害対策本部の運営	市民対策部、関係各部

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【地震災害】

組織	体制	配備基準	主な活動内容	配備要員
一	地震第1配備体制	○ 市域に震度3の地震が発生し、市民部長が必要と認めるとき	○ 災害情報の収集、伝達	地震第1配備要員 (防災担当職員)
	地震第2配備体制	○ 市域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき又は長周期地震動階級3が発表されたとき（自動配備） ○ 津波注意報が発表されたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 二次災害の注意、警戒	地震第2配備要員
災害警戒本部	地震第3配備体制	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき（自動配備） ○ 津波警報が発表されたとき ○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 二次災害の注意、警戒	地震第3配備要員
災害対策本部	第4配備体制	○ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき ○ 大津波警報が発表されたとき（自動配備） ○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき	○ 局地的な応急対策活動 (災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等)	第4配備要員 (職員の約1/2)

	第5 配備 体制	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき又は長周期地震動階級4が発表されたとき（自動配備） ○ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき	○ 市の組織および機能のすべてによる応急対策活動	第5 配備要員 （全職員）
--	-------------------------	---	--------------------------	--------------------------

2 動員指令

第3章第1節第1 2 動員指令を参照。

3 参集場所

第3章第1節第1 3 参集場所を参照。

4 参集の報告

第3章第1節第1 4 参集の報告を参照。

※資料編参照 【参集記録票】

5 配備職員

第3章第1節第1 5 配備職員を参照。

第2 災害警戒活動

1 災害警戒活動

災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認めるとき、担当職員は災害警戒活動を行う。

- 市域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）
- 津波注意報が発表されたとき
- 長周期地震動階級3が発表されたとき

2 活動体制

地震第1 配備体制は、本庁舎及び各支所の防災担当職員が本庁防災消防課長からの指示があった場合に警戒活動を行う。

地震第2 配備体制において、災害待機班は本庁防災消防課長からの出動指示があった場合に限り、出動する。

災害待機班長は各班員に対して出動指示を行い、待機し警戒活動を行う。

なお、消防団は、地震第1 配備のときは待機、地震第2 配備のときは出動準備とする。

ただし、津波注意報が発表されたときは、出動準備とする。

3 活動内容

主な活動内容は、次のとおりとする。

- 地震、津波情報等の収集・伝達
- 津波、水害、土砂災害等に対する警戒活動
- 住民への地震、津波情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

副市長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認めるとき、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

- 市域に震度5強の地震が発生したとき（自動配備）
- 「津波」又は「大津波」の津波警報が発表されたとき
- 比較的軽微な規模の災害が発生したとき

なお、消防団は、地震第3配備以上のときは、出動とする。

2 設置、指揮の権限

副市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、緊急にやむをえない事情があるとき、市民部長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 地震、津波情報等の収集・伝達
- 市域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 住民への地震、津波情報等の伝達

なお、津波警報が発表されたときは、次の活動を行う。

- 津波警報の住民等への緊急広報
- 沿岸住民等への避難指示（県及び気象庁等と連携し、津波高に応じた発令対象区域を定め、具体的な避難指示の発令基準を設定）
- 高台等の安全な場所からの海面監視

4 災害警戒本部の廃止等

副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるとき、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき（自動配備）
- 大津波警報が発表されたとき（自動配備）
- 局地的又は大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき
- 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき

※資料編参照 【宇城市災害対策本部条例】

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所に関しては、次のとおりとする。

- 災害対策本部は、本庁舎内に置く。
- 災害対策本部を設置したとき、本庁舎正面玄関及び本部室前に宇城市災害対策本部等の標識を掲示する。
- 本庁舎が建物損壊等により災害対策本部機能を全うできないとき、本部長（市長）の判断により、災害対策本部を移設する。

3 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるとき、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、本部長（市長）が任命する。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

市民部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	庁内放送、防災行政無線、一般電話等
防 災 関 係 機 関	防災行政無線、一般電話等
地 域 住 民	防災行政無線、広報車、報道機関等
報 道 機 関	一般電話、口頭、文書等、Ｌアラート（災害情報共有システム）

第5 災害対策本部の運営

第3章第1節第5 災害対策本部の運営を参照。

第2節 情報の収集・伝達

区 分	項 目	担 当
地震関連情報等の伝達	第1 地震関連情報の伝達	市民対策部、関係機関
	第2 異常現象発見者の通報	発見者、関係機関
	第3 通信体制の確立	市民対策部、総務対策部、関係各部、関係機関
情報収集	第4 初動期の情報収集等	市民対策部、関係各部、関係機関
被害の調査	第5 民間建物の被害調査	市民対策部、関係各部
	第6 所管施設の被害調査	関係各部
	第7 被害情報のとりまとめ	市民対策部
被害の報告等	第8 県への被害報告	市民対策部
	第9 国への被害報告	市民対策部
	第10 関係機関への被害情報伝達	市民対策部

第1 地震関連情報の伝達

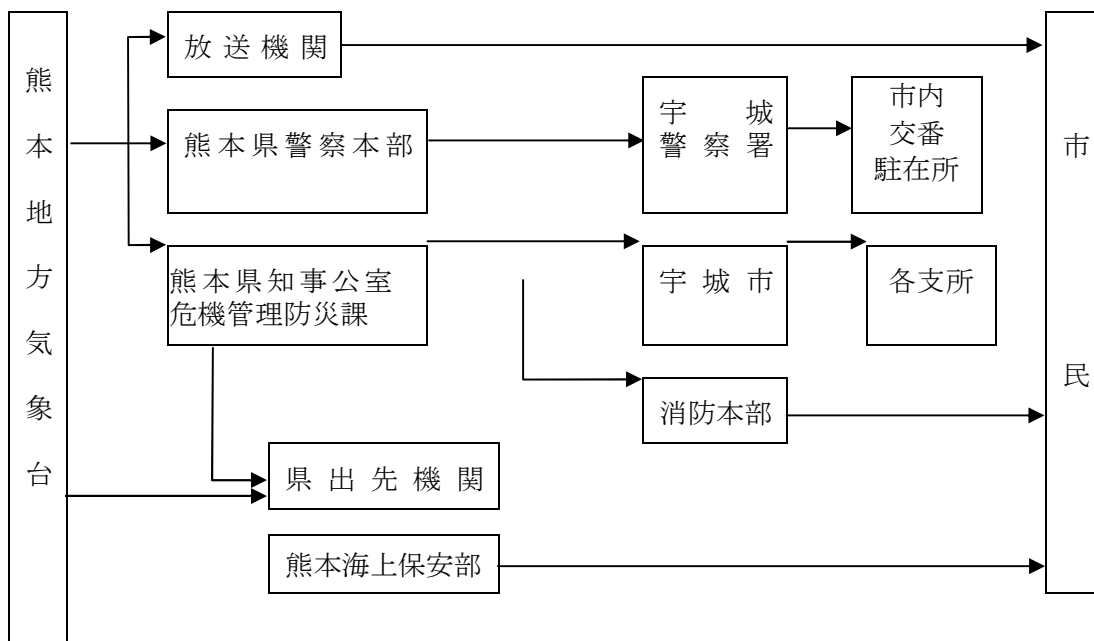
1 地震関連情報の発表

熊本地方気象台等から発表される地震関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

種 類	内 容
震度速報	地震の発生時刻及び震度3以上の地域名を発表する。
地震情報	震度3以上が観測されたとき、震源の位置、地震の規模、各地域の震度等を発表する。
各地の震度に関する情報	震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点を観測点ごとに発表する。
津波情報	津波の到達予想時刻や津波観測に関する情報を発表する。

※資料編参照 【気象庁震度階級関連解説表】

2 伝達系統



3 津波に関する予報

福岡管区気象台は、地震等により津波が発生又は発生すると予想されるとき、津波予報を発表する。本市は、津波予報区では有明・八代海に該当する。

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上 8 m、6 m、 4 m、3 m
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2 m 1 m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) 1. 「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災の恐れがない微弱な津波」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4 震度情報ネットワークの活用

地震を覚知したとき、震度情報ネットワークで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

震度情報ネットワーク	県内市町村に地震計を設置し、震度情報を市町村、県、国間のネットワークにより迅速に把握するシステム
------------	--

第2 異常現象発見者の通報

第3章第2節第3 異常現象発見者の通報を参照。

第3 通信体制の確立

第3章第2節第4 通信体制の確立を参照。

第4 初動期の情報収集等

第3章第2節第5 初動期の情報収集等 2 情報収集活動 3 被害調査活動 4 調査の報告を参照。

第5 民間建物の被害調査

第3章第2節第6 民間建物の被害調査を参照。

第6 所管施設の被害調査

第3章第2節第7 所管施設の被害調査を参照。

第7 被害情報のとりまとめ

第3章第2節第8 被害情報のとりまとめを参照。

第8 県への被害報告

第3章第2節第9 県への被害報告を参照。

第9 国への被害報告

市民対策部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接即報基準

- 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）

※資料編参照 【火災・災害等即報要領】

第10 関係機関への被害情報伝達

第3章第2節第11 関係機関への被害情報伝達を参照。

第3節 災害広報

区 分	項 目	担 当
広報活動	第1 住民への広報活動	市民対策部、市長政策対策部
	第2 報道機関への協力要請及び対応	市長政策対策部
	第3 関係機関の広報	関係機関
広聴活動	第4 被災者相談窓口の設置	市民対策部、関係各部

第1 住民への広報活動

地震により有明・八代海に津波予報が発表されたときは、津波に対する緊急広報を行う。
 関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を市民対策部に提供する。
 市長政策対策部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の住民広報を行う。
 また、市長政策対策部は、状況に応じて災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

時 期	手 段	内 容
地震発生直後	全国瞬時警報システム（J－ALERT） Lアラート 防災行政無線 広報車 現場による指示等	○ 津波予報（津波注意報・津波警報） ○ 避難の指示 ○ 地震情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 住民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	防災行政無線 広報車 災害広報紙・チラシ テレビ・ラジオ等	○ 被害の状況、余震等の情報 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 住民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び対応

第3章第3節第2 報道機関への協力要請及び対応を参照。

第3 関係機関の広報

第3章第3節第3 関係機関の広報を参照。

第4 被災者相談窓口の設置

第3章第3節第4 被災者相談窓口の設置を参照。

第4節 応援要請・受け入れ

区 分	項 目	担 当
応援要請	第1 自衛隊派遣要請	市民対策部
	第2 国、県、他市町村等への応援要請	市民対策部
	第3 民間団体等への協力要請	関係各部
応援受け入れ	第4 自衛隊の受け入れ	市民対策部
	第5 その他応援の受け入れ	関係各部
ボランティア	第6 ボランティアの活動支援	福祉対策部、関係各部、社会福祉協議会

第1 自衛隊派遣要請

第3章第4節第1 自衛隊派遣要請を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

第3章第4節第2 国、県、他市町村等への応援要請を参照。

第3 民間団体等への協力要請

第3章第4節第3 民間団体等への協力要請を参照。

第4 自衛隊の受け入れ

第3章第4節第4 自衛隊の受け入れを参照。

第5 その他応援の受け入れ

第3章第4節第5 その他応援の受け入れを参照。

第6 ボランティアの活動支援

第3章第4節第6 ボランティアの活動支援を参照。

第5節 災害救助法の適用

区 分	項 目	担 当
災 害 救 助 法 の 適 用	第1 災害救助法の適用申請	福祉対策部
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	福祉対策部、関係各部
	第3 災害救助法の適用基準	—
	第4 救助業務の実施者及び救助の内容等	—

第1 災害救助法の適用申請

第3章第5節第1 災害救助法の適用申請を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章第5節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第3 災害救助法の適用基準

第3章第5節第3 災害救助法の適用基準を参照。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

第3章第5節第4 救助業務の実施者及び救助の内容等を参照。

第6節 救助・救急・消防活動

区 分	項 目	担 当
救助・救急	第1 救助活動の実施	消防本部、消防団
	第2 行方不明者の情報提供	市民対策部
	第3 救急活動の実施	消防本部、警察署
消防活動	第4 消防体制の確立	消防本部、消防団
	第5 消防活動の実施	消防本部、消防団
各種の危険物施設	第6 各種危険物施設等の応急対策	消防本部、各施設保安全管理者等

第1 救助活動の実施

第3章第6節第1 救助活動の実施を参照。

第2 行方不明者名簿の作成

第3章第6節第2 行方不明者の情報提供を参照。

第3 救急活動の実施

第3章第6節第3 救急活動の実施を参照。

第4 消防体制の確立

第3章第6節第4 消防体制の確立を参照。

第5 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

- 住民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防本部、消防団は、人命救助を優先し、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

2 消防本部、消防団の活動

消防本部、消防団は、次のとおり情報収集や消防活動を行う。

情報の収集	○ 延焼火災の状況 ○ 消防活動の状況及び通行可能な道路 ○ 消防水利等の状況 ○ 逃げ遅れ者の状況
消防活動時の留意事項	○ 風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 ○ 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 ○ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 ○ 危険物のある地区の立入禁止措置 ○ 病院、避難所、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ○ 火災現場近くの倒壊家屋の生き埋め者の優先救出

3 住民、事業所の活動

住民、事業所は、次のような応急対策活動を行う。

火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等を閉める。
初期消火活動	○ 火災が発生したとき、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な倒壊家屋の生き埋め者を発見したとき、関係機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

第6 各種危険物施設等の応急対策

第3章第6節第7 各種危険物施設等の応急対策を参照。

第7節 二次災害の防止対策

区 分	項 目	担 当
斜面、宅地等	第1 危険箇所の安全対策	市民対策部、土木対策部
	第2 広報及び避難	市民対策部、市長政策対策部

第1 危険箇所の安全対策

余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所について、専門家等の協力をえて、危険箇所についての情報を収集し、必要な措置を講ずる。

区 分	対象地域・箇所	措 置
堤防等	○ 水防箇所等	○ 応急対策工事等
危険斜面	○ 急傾斜地崩壊危険区域 ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 ○ 地すべり危険箇所 ○ 土石流危険渓流	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○ 幹線道路沿道の建物 ○ 小中学校通学路沿道の建物	○ 立入禁止の措置 ○ 沿道通行禁止措置の実施 ○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意をえて市が行う)
ブロック塀等		○ 倒壊、落下危険の標識設置 ○ 通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意をえて市が行う)

注) 被災建物及び宅地の応急危険度判定は、本章 第13節 第1、第2を参照。

第2 広報及び避難

二次災害の危険箇所については住民に対し広報活動を行い、必要に応じ避難の指示、誘導等の措置を講ずる。

第8節 医療・救護活動

区 分	項 目	担 当
応急医療	第1 医療関係機関への出動要請及び連絡	保健衛生対策部
	第2 救護所の設置	保健衛生対策部
	第3 救護所での医療救護活動	保健衛生対策部、医療救護チーム
	第4 後方医療機関の確保と搬送	保健衛生対策部、消防本部、警察署、自衛隊
	第5 医薬品・資器材の確保	保健衛生対策部
保健医療	第6 被災者の健康管理	保健衛生対策部、総務対策部、保健所
	第7 心のケア対策	保健衛生対策部

第1 医療関係機関への出動要請及び連絡

第3章第8節第1 医療関係機関への出動要請及び連絡を参照。

第2 救護所の設置

第3章第8節第2 救護所の設置を参照。

第3 救護所での医療救護活動

第3章第8節第3 救護所での医療救護活動を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

第3章第8節第4 後方医療機関の確保と搬送を参照。

第5 医薬品・資器材の確保

第3章第8節第5 医薬品・資器材の確保を参照。

第6 被災者の健康管理

第3章第8節第6 被災者の健康管理を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策を参照。

第9節 交通対策・緊急輸送

区 分	項 目	担 当
交通対策	第1 交通規制の内容	—
	第2 交通情報の収集と道路規制	土木対策部
	第3 緊急輸送道路の確保	土木対策部
	第4 緊急通行車両の事前届出	総務対策部
輸送対策	第5 車両等の確保、配車	総務対策部
	第6 緊急輸送	市長政策対策部、社会福祉協議会

第1 交通規制の内容

第3章第9節第1 交通規制の内容を参照。

第2 交通情報の収集と道路規制

第3章第9節第2 交通情報の収集と道路規制を参照。

第3 緊急輸送道路の確保

第3章第9節第3 緊急輸送道路の確保を参照。

第4 緊急通行車両の事前届出

第3章第9節第4 緊急通行車両の事前届出を参照。

第5 車両等の確保、配車

第3章第9節第5 車両等の確保、配車を参照。

第6 緊急輸送

第3章第9節第6 緊急輸送を参照。

第10節 避難対策

区 分	項 目	担 当
避難活動	第1 警戒区域の設定	市民対策部、消防本部、警察署、自衛隊
	第2 避難の指示	市民対策部、警察署、自衛隊等
	第3 避難行動	住民、関係各部
	第4 避難誘導	市民対策部、消防本部、消防団、警察署
避難所の開設	第5 避難所の開設	福祉対策部、教育対策部、関係各部
避難所の運営	第6 避難所の運営	福祉対策部、教育対策部、関係各部
	第7 避難者への配慮	総務対策部、福祉対策部、教育対策部、関係各部

第1 警戒区域の設定

第3章第10節第1 警戒区域の設定を参照。

第2 避難の指示

1 避難の指示

緊急避難の必要を認めたとき、次の者は、避難の指示を発令することができる。

発 令 者	指 示 を 行 う 要 件	根 拠 法 令
本 部 長 (市 長)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防災するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
警 察 官 又 は 海上保安官	市長から要求があったとき、又は市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき	災害対策基本法 第61条第1項
警 察 官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25

知事、知事の命を受けた職員 〔洪水等は水防管理者を含む〕	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22条

2 津波の避難指示

市民対策部は、次の場合、関係住民に対し、緊急の避難指示等を行う。

なお、避難指示等を行う際の範囲は、予想される津波の高さにもよるが、高潮災害の避難指示対象区域を参考とする。

また、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には高齢者等避難及び緊急安全確保は発令せず、避難指示を発令する。

- 津波予報区（有明・八代海）に「津波」又は「大津波」の津波警報が発表されたとき

3 指示の伝達等

市民対策部は、関係住民に対し、次のように避難の指示を伝達する。

(1) 伝達方法

- ・防災行政無線及び各地区等の放送施設による行政区長、住民への伝達
- ・消防団による対象地区への伝達
- ・その他広報車、現場による指示等

(2) 伝達事項

- 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路
○ 避難の指示の発令理由 ○ 注意事項（戸締り、携行品）等

第3 避難行動

第3章第10節第5 避難行動を参照。

第4 避難誘導

第3章第10節第6 避難誘導を参照。

第5 避難所の開設

第3章第10節第7 避難所の開設を参照。

第6 避難所の運営

第3章第10節第8 避難所の運営を参照。

第7 避難者への配慮

第3章第10節第9 避難者への配慮を参照。

第11節 要配慮者への対応

区 分	項 目	担 当
要 配 慮 者 へ の 対 応	第 1 避難行動要支援者名簿の作成	福祉対策部
	第 2 災害弱者の安全確保と安否確認	福祉対策部
	第 3 避難所への応急支援	福祉対策部
	第 4 福祉避難所等の確保と移送	福祉対策部
	第 5 各種支援措置	福祉対策部
	第 6 福祉仮設住宅の供給	土木対策部
	第 7 福祉仮設住宅での支援措置	福祉対策部

第 1 避難行動要支援者名簿の作成

第3章第11節第1 避難行動要支援者名簿の作成を参照。

第 2 要配慮者の安全確保と安否確認

第3章第11節第2 要配慮者の安全確保と安否確認を参照。

第 3 避難所への応急支援

第3章第11節第3 避難所への応急支援を参照。

第 4 福祉避難所等の確保と移送

第3章第11節第4 福祉避難所等の確保と移送を参照。

第 5 各種支援措置

第3章第11節第5 各種支援措置を参照。

第 6 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第6 福祉仮設住宅の供給を参照。

第 7 福祉仮設住宅での支援措置

第3章第11節第7 福祉仮設住宅での支援措置を参照。

第4章第12節 生活救援活動

区 分	項 目	担 当
飲料水、生活用水、医療用水の供給	第1 需要調査と給水計画	土木対策部
	第2 給水活動の実施	土木対策部
需要把握	第3 食料、生活物資の需要把握	市長政策対策部
食料の供給	第4 食料の確保	市民対策部、市長政策対策部、経済対策部
	第5 食料の供給	市長政策対策部
	第6 炊き出しの実施、支援	福祉対策部、教育対策部、社会福祉協議会
生活物資の供給	第7 生活物資の確保	市長政策対策部、社会福祉協議会
	第8 生活物資の供給	市長政策対策部、社会福祉協議会
救援物資等の受け入れ	第9 物資の受け入れ	市長政策対策部、社会福祉協議会

第1 需要調査と給水計画

第3章第12節第1 需要調査と給水計画を参照。

第2 給水活動の実施

第3章第12節第2 給水活動の実施を参照。

第3 食料、生活物資の需要把握

第3章第12節第3 食料、生活物資の需要把握を参照。

第4 食料の確保

第3章第12節第4 食料の確保を参照。

第5 食料の供給

第3章第12節第5 食料の供給を参照。

第6 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第6 炊き出しの実施、支援を参照。

第7 生活物資の確保

第3章第12節第7 生活物資の確保を参照。

第8 生活物資の供給

第3章第12節第8 生活物資の供給を参照。

第9 物資の受け入れ

第3章第12節第9 物資の受け入れを参照。

第13節 住宅対策

区 分	項 目	担 当
応急危険度判定の実施	第1 応急危険度判定士の確保	土木対策部
	第2 応急危険度判定の実施	土木対策部、応急危険度判定士
応急仮設住宅の建設等	第3 応急仮設住宅の需要把握	福祉対策部
	第4 応急仮設住宅の用地確保	土木対策部
	第5 応急仮設住宅の建設等	土木対策部、福祉対策部
	第6 応急仮設住宅の入居者選定	福祉対策部
被災住宅の応急修理	第7 被災住宅の応急修理	土木対策部

第1 応急危険度判定士の確保

1 応急危険度判定士の確保

土木対策部は、大規模地震が発生し、被災建物の応急危険度判定が必要になったとき、応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- 県、他市町村へ派遣を要請する。
- ボランティアの募集のための広報を行う。

2 窓口の設置

土木対策部は、危険度判定の実施窓口を設置し、多数の応急危険度判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立する。

- 受け入れ判定士の名簿作成
- 担当区域の配分
- 判定基準の資料の準備
- 立入禁止などを表示する用紙の準備
- 判定統一のための打ち合わせの実施

第2 応急危険度判定の実施

1 判定作業の概要

応急危険度判定の作業概要は、次のとおりである。

【被災建築物応急危険度判定】

- 判定は、「宇城市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に従う。
- 判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。
- 判定の内容は、次のとおりである。

☐ 危険 (赤)	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
☐ 要注意 (黄)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
☐ 調査済 (緑)	建築物の損傷が少ない場合である。

【被災宅地応急危険度判定】

- 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に従う。
- 判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、被災宅地付近の見やすい場所に貼りつける。
- 判定の内容は、次のとおりである。

☐ 危険 (赤)	変状等の程度が特に顕著で、危険な宅地擁壁である。早急に勧告。改善命令の発令を検討する必要がある、防災工事を行うとともに、周辺に被害を及ぼさないよう指導する。
☐ 要注意 (黄)	変状程度の著しい宅地擁壁であるが、経過観察で対応する。必要に応じて勧告・改善命令の発令を検討し、防災工事の必要性についても検討を行う必要がある。
☐ 調査済 (緑)	雨水の浸透を防止すれば、当面の危険性はないと考えられる宅地擁壁である。

2 判定後の措置

土木対策部は、判定の結果、危険とされた建物に対し、立ち入り禁止の措置を促す。

第3 応急仮設住宅の需要把握

第3章第13節第1 応急仮設住宅の需要把握を参照。

第4 応急仮設住宅の用地確保

第3章第13節第2 応急仮設住宅の用地確保を参照。

第5 応急仮設住宅の建設等

第3章第13節第3 応急仮設住宅の建設等を参照。

第6 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第4 応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第7 被災住宅の応急修理

第3章第13節第5 被災住宅の応急修理を参照。

第14節 し尿・清掃・がれき対策

区 分	項 目	担 当
防疫対策	第1 被災地での防疫活動	保健衛生対策部、保健所
し尿対策	第2 仮設トイレの設置	保健衛生対策部
	第3 し尿の処理	保健衛生対策部、施設組合
清掃対策	第4 生活ごみの処理	保健衛生対策部、施設組合
がれき対策	第5 がれきの処理	保健衛生対策部
障害物の除去	第6 各種障害物の除去	土木対策部、経済対策部
動物対策	第7 動物の処理、保護、収容	保健衛生対策部、経済対策部、市民対策部

第1 被災地での防疫活動

第3章第14節第1 被災地での防疫活動を参照。

第2 仮設トイレの設置

第3章第14節第2 仮設トイレの設置を参照。

第3 し尿の処理

第3章第14節第3 し尿の処理を参照。

第4 生活ごみの処理

第3章第14節第4 生活ごみの処理を参照。

第5 がれきの処理

第3章第14節第5 がれきの処理を参照。

第6 各種障害物の除去

第3章第14節第6 各種障害物の除去を参照。

第7 動物の処理、保護、収容

第3章第14節第7 動物の処理、保護、収容を参照。

第15節 行方不明者の搜索及び遺体の措置・埋葬

区 分	項 目	担 当
行方不明者の搜索	第1 行方不明者の搜索	消防本部、消防団
遺体の措置・安置	第2 遺体の措置・安置	総務対策部、市民対策部、保健衛生対策部、福祉対策部、医師会
遺体の埋葬	第3 遺体の埋葬	市民対策部、保健衛生対策部

第1 行方不明者の搜索

第3章第15節第1 行方不明者の搜索を参照。

第2 遺体の措置・安置

第3章第15節第2 遺体の措置・安置を参照。

第3 遺体の埋葬

第3章第15節第3 遺体の埋葬を参照。

第16節 公共施設等の応急対策

区 分	項 目	担 当
水道	第1 水道の応急・復旧対策	土木対策部、簡易水道組合
下水道	第2 下水道の応急・復旧対策	土木対策部
電気・電話	第3 電気・電話の応急・復旧対策	九州電力、N T T西日本
鉄道	第4 鉄道の応急・復旧対策	J R九州
道路・橋りょう	第5 道路・橋りょうの応急・復旧対策	土木対策部、経済対策部、関係機関
河川	第6 河川の応急・復旧対策	土木対策部、経済対策部、関係機関
その他の公共施設	第7 その他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者

第1 水道の応急・復旧対策

第3章第16節第1 水道の応急・復旧対策を参照。

第2 下水道の応急・復旧対策

第3章第16節第2 下水道の応急・復旧対策を参照。

第3 電気・電話の応急・復旧対策

第3章第16節第3 電気・電話の応急・復旧対策を参照。

第4 鉄道の応急・復旧対策

第3章第16節第4 鉄道の応急・復旧対策を参照。

第5 道路・橋りょうの応急・復旧対策

第3章第16節第5 道路・橋りょうの応急・復旧対策を参照。

第6 河川の応急・復旧対策

第3章第16節第6 河川の応急・復旧対策を参照。

第7 その他の公共施設の応急・復旧対策

第3章第16節第7 その他の公共施設の応急・復旧対策を参照。

第17節 文教対策

区 分	項 目	担 当
幼稚園、学校の対応	第1 児童、生徒の安全確保と安否確認	教育対策部、園長、学校長
	第2 避難所への協力支援	学校長
	第3 応急教育の実施	教育対策部、園長、学校長
保育園の対応	第4 園児の安全確保と安否確認	福祉対策部、園長
	第5 応急保育の実施	福祉対策部、園長
文化財の保護	第6 文化財の保護	教育対策部

第1 児童、生徒の安全確保と安否確認

第3章第17節第1 児童、生徒の安全確保と安否確認を参照。

第2 避難所への協力支援

第3章第17節第2 避難所への協力支援を参照。

第3 応急教育の実施

第3章第17節第3 応急教育の実施を参照。

第4 園児の安全確保と安否確認

第3章第17節第4 園児の安全確保と安否確認を参照。

第5 応急保育の実施

第3章第17節第5 応急保育の実施を参照。

第6 文化財の保護

第3章第17節第6 文化財の保護を参照。

第18節 災害警備活動

区 分	項 目	担 当
災害警備	第1 警備体制の確立	警察署
防 犯 活 動 へ の協力	第2 防犯活動への協力	市民対策部、消防団、防犯協会

第1 警備体制の確立

第3章第18節第1 警備体制の確立を参照。

第2 防犯活動への協力

第3章第18節第2 防犯活動への協力を参照。

第 5 章 災害復旧復興計画

第 1 節 住民生活の安定のための緊急措置

第 2 節 災害復旧事業

第 3 節 災害復興計画

第1節 住民生活の安定のための緊急措置

項 目	担 当
第1 罹災証明の発行	市民対策部
第2 被災者台帳の整備	市民対策部、関係各部
第3 義援金の受け入れ、配分	出納対策部、福祉対策部、
第4 支援金（寄付金）の受け入れ	総務対策部
第5 災害弔慰金等の支給	福祉対策部
第6 その他の被災者生活確保の措置	関係各部、関係機関
第7 農林漁業関係対策	経済対策部
第8 中小企業関係対策	経済対策部

第1 り災証明の発行

1 り災証明

市民対策部は、被災者のり災証明の発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。

被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。

なお、火災に関するり災証明は、消防本部が発行する。

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住 家	①全壊（全焼） ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊（半焼） ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊）
-----	---

第2 被災者台帳の整備

1 被災者台帳

市民対策部は、必要に応じて被災者台帳を作成し、被災者に対し総合的かつ効率的な援護が実施できるよう努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 被災者台帳に記載又は記録する事項

被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3及び災害対策基本法施行規則第8条の5に規定されている事項について記載又は記録する。

第3 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

出納対策部は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

※資料編参照 【義援金品受領書】

2 義援金の保管

出納対策部は、義援金を被災者に配分するまで、金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

福祉対策部は、義援金の配分に関して配分委員会を設けて配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

第4 支援金（寄付金）の受け入れ

1 支援金（寄付金）の受け入れ

総務対策部は、必要に応じて支援金（寄付金）を受け入れる。

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

福祉対策部は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づく宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

福祉対策部は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づく宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例により災害障害見舞金を支給する。

(3) 日赤による災害救援金（品）の支給

日赤県支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金（品）の配布を行う。

※資料編参照 【宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例】

2 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けたとき、融資を県と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

3 被災者生活再建支援制度

健康福祉対策部は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により被災者した住民に対し支給する支援金の申請を受け付け、とりまとめて県に報告する。

第6 その他の被災者生活確保の措置

1 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
県	(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 ① 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ② 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
国 (公共職 業安定 所)	(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 (3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。 ① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ② 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵政 グループ 九州支社	(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5) 郵便貯金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 (6) 簡易保険・郵便年金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。

日本放送協会	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 西 日 本	(1) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本 料金の減免（避難勧告の日から同解除の日まで） (2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転 工事費の免除
九州電力 九州電力送 配電	電気事業法（昭和39年法律第170号）第21条に基づく、電気供給等に係る 特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が通商産業大臣に 申請し、認可を得るものとする。

2 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。
（地方税法第15条）

③ 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
固 定 資 産 税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国 民 健 康 保 険 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

(2) 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

3 職業のあっせん

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用

第7 農林漁業関係対策

経済対策部は、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資
- 農林業金融公庫による復旧資金融資
- 自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）に基づく資金融資

第8 中小企業関係対策

経済対策部は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 政府系金融機関及び県保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付
- 信用保証協会による融資の保証

第2節 災害復旧事業

項 目	担 当
第1 激甚法による災害復旧事業	総務対策部、関係各部
第2 その他の法律による災害復旧事業	総務対策部、関係各部

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生したとき、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定されたとき、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

■激甚法による財政援助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
中小企業に関する 特別の助成	○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助 及び助成	○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行うときの事業等及び根拠法令は、次のとおりである。

■その他の法律等による財政援助等

根 拠 法 令	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	河川、道路、海岸、漁港、下水道、公園等の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）、 公 営 住 宅 法 （昭和26年法律第193号）	公立学校施設の復旧事業公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	災害により特に必要となった廃棄物の処理

根 拠 法 令	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
予防接種法（昭和23年法律第68号）	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法（昭和32年法律第177号）	水道施設の復旧事業
道路法（昭和27年法律第180号）	道路の復旧事業
河川法（昭和39年法律第167号）	河川の復旧事業
生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第144号）	生活保護施設復旧事業
児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第164号）	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	身体障害者更正援護施設復旧事業
老 人 福 祉 法 （ 昭 和 38 年 法 律 第133号）	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	知的障害者援護施設復旧事業
売 春 防 止 法 （ 昭 和 31 年 法 律 第118号）	婦人保護施設復旧事業

第3節 災害復興計画

項 目	担 当
第1 災害復興計画	全市各部
第2 災害公営住宅の建設等	土木対策部、関係各部

第1 災害復興計画

《 基本方針 》

災害復興対策計画は、被災した施設の原型復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復興の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復興を目標にその実施を図る。

1. 地域の復旧・復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧・復興の基本的方向を定める。

①迅速な原型復旧を目指す。

②再度の災害に備え、まちづくりの中・長期的課題に立った計画的復興を目指す。

1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原型復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原型復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2. 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを出来る限り速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

1) 復興検討委員会の設置

市は、学識経験者、市議会議員、住民代表、行政関係職員で構成する「復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。策定する際は、パブリックコメントを実施する等、まちづくりに関する住民意見を反映するように努める。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2) 災害復興計画の策定

- ア. 市街地復興に関する計画の策定
- イ. 産業復興に関する計画の策定
- ウ. 生活復興に関する計画の策定
- エ. 事業手法
- オ. 財源確保
- カ. 推進体制に関する事項等について定める

3. 復興事業の実施

1) 被災市街地復興推進地域の指定

- ア. 市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規程により、被災市街地復興推進地域を指定する。
- イ. 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2) 復興対策本部の設置

市は、復興検討委員会が決定した復興計画を実施するために、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。また、市は、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

3) 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2 災害公営住宅の建設等

災害によって住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい者に恒久的な住まいを供給するために、必要に応じて国の補助事業などを有効に活用して、災害公営住宅を建設する。

建設戸数等については、アンケートなどでの意見を踏まえて決定する。

土木対策部は、次の条件を考慮し、災害公営住宅の用地を確保する。

なお、整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

- 浸水、がけ崩れ等の危険がない安全な場所である。
- 飲料水等がえやすく、保健衛生上良好な場所である。
- 児童、生徒の通学やその他生活の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にある。
- 交通の便がよい。
- 付近に消防用水利がある。
- 公有地である。

※資料編参照 【応急仮設住宅候補地一覧】